

令和 7 年 6 月 4 日 (水曜日)

令和 7 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 2 日目)

令和7年6月4日（水曜日）

---

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀 洋子君
保健福祉課長	阿部 好伸君
農林水産課長	佐藤 正行君
商工観光課長	宮川 舞君
建設課長	遠藤 和美君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹君
上下水道事業所長	小野寺 洋明君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明君
教育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君

---

事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
主幹	佐藤 美恵
主査	佐藤 辰重

---

議事日程 第2号

令和7年6月4日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日もよろしくお願ひします。今日は一般質問から入りますので、活発な議論を御期待申し上げます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番阿部司君。質問件名、1、米価高騰と地域農業の現況について。2、熱中症対策義務化の対応について。3、地方創生の諸施策の考え方について。以上、3件について、阿部司君の登壇発言を許します。阿部司君。

〔2番 阿部 司君 登壇〕

○2番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま議長より登壇して質問する許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

私は、質問すると時々暴言を吐くくせがあります。今日は真摯に質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

質問の件名ですけれども、今回は3件あるうちの1件目として、米価高騰と地域農業の現況についてというテーマでございます。質問の相手方は町長とさせていただきます。

内容でございますが、昨年より食料価格の高騰が続き、とりわけ米価については消費者不安を招き、政府備蓄米をも放出し、農政不安が起こっている。については、こうした社会情勢の下、当町の地域農業の現況と今後の取組につき、以下の点をお伺いします。

1点目としまして、食料価格高騰要因の情報収集状況と今後の影響等について。

2点目として、年度末時点の地域計画の取りまとめ状況と課題について。

3点目ですが、今後の地域農業の課題と取組について。

以上3点でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

自席で対応させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、阿部司議員の1件目の御質問であります、米価高騰と地域農業の現況ということについてお答えをさせていただきますが、まず初めに、御質問の1点目になります。食料価格高騰要因の情報収集状況と今後の影響等についてであります、農林水産省では、野菜、果樹、魚介類など品目ごとに価格の動向を調査をしております。その結果はホームページで公表をしているところであります。その中でも、議員御質問の米価については、昨年の5月時点におきましては5キログラム当たり販売価格が2,160円だったものが、その後、御承知のように高い水準で上昇しております。本年5月には4,268円ということになっております。米価が上昇している背景には、様々な要因が複合的に作用しているものと思いますが、政府も備蓄米放出の運用を見直すなど、消費者負担の軽減に向けた取組を開始したばかりでありますので、今後については、不透明な部分が多く、予想は困難であると考えております。

いずれにしても、本件については、自治体というよりも、国が責任を持って今後の政策等の検討をしなければならない案件であると認識をしております。

次に、御質問の2点目になりますが、年度末時点の地域計画の取りまとめ状況と課題と、3点目、今後の地域農業の課題と取組については、関連がありますので一括してお答えをさせていただきますが、本町では、本年3月、志津川、戸倉、入谷及び歌津地区の4地区における農業の将来の在り方や地域農業の現状及び課題などをまとめた地域計画を策定をいたしております。計画の策定に当たっては、各地域の現状や課題などを把握するため、中心的な担い手などと協議の場を開催しておりますが、どの地域でも、後継者不足により遊休農地の発生等を課題と捉えておりました。

町としては、優良な農地は今後も農地として保全するため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を推進しつつ、関係機関と連携して、新たな担い手の確保と育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。暑い方は脱衣を許可します。

阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

それでは、一つ一つ確認を進めながら検討して質問したいと思います。

高騰要因、いろいろあると思うんですけれども、私は、まずもって一番最初に、去年の夏あたりから発生しました南海トラフの警戒予報というふうなことが、まず第一の起因になっているのかなと。いわゆる備蓄米なんかが必要だというふうな書き込みが若干始まったんじやないかな、時期的に言えばですね。その辺の何か情報を得ているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の件についてはあれなんですが、基本的に、先日ですが、小泉農水大臣になりました、大変正直な発言をなさっているなと思っているのは、この間、質問があつた際に、米の需要、これが供給を3年連続上回っていたということの指摘があつて、小泉大臣は、それについては率直にそうだというふうに認めておりました。いわゆる米の生産というものの在り方について、基本的に農水省として見立てを誤ったんじゃないかというふうな話をしておりますので、ある意味は冷静な見方といいますか、大局的な考え方というか見方をすれば、そういう部分が非常に大きかったのかなというのが、現在の米高騰につながっている一つの要因になっているなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 米の価格高騰の要因については様々ということで、23年産米がそもそも40万トンほど不足していたとか、生産調整の影響とか、さらには投機的な取引といったのが一般的な報道等でされている内容かなと思っております。議員から御指摘がありました南海トラフの影響という部分については、特段それが影響しているということで把握はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それから、作況指数なんかを把握するために当町では坪刈りなんかもやっていると思うんですけれども、大きい平場地帯ではドローンで作況指数もはかっているというふうな話も聞いております。その辺の話は入っているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 率直に把握はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 坪刈りで評価すれば、ほぼ100%に近い評価が出ると思うんですけれども、ドローンですとある程度の誤差が生じるんじゃないかなというふうなことで、これも要因の一つではなかろうかなと、私の漠然とした考えですけど、そういうふうな思いがあります。

す。

それと、高温障害での何か情報は得ているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 先ほど申し上げました23年産米が40万トン不足しているという一つの要因が、高温ということになっております。

なお、今、県のほうでも高温に耐性を持った稻の試験というものを行っておりますので、近いうちにそういう稻も刈取りできるような時期が来るのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 日本全体の話ですけれども、今現在、農家が92万人の農家がいるというふうなことですけれども、高齢化は当然昔から言われていることで、農家が減っているというのも、これも要因の一つかなと思うんですが、当町の水稻の作付耕作者、何人おられるか。そして、平均の年齢、それが分かれば教えていただきたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 大変申し訳ありません。耕作者数は、精緻に現在把握した資料はないんですけども、今年度の作付の面積を申し上げさせていただきますと、県全体で3,500トンほど主食米の作付は増加すると。これに対して、南三陸町では現段階で2.6ヘクタールの増の見込みという状況はお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私も古い資料しか持っていないませんけど、令和3年で南三陸町で368人いたと思うんですね。年齢が、今から4年前ですから70歳だったというふうに記憶しております。当然そこから単純にスライドすれば74歳というふうな状況だと思うんですけども、やはりこれは高齢化に至っているのではなかろうかなと思うんですね。普通のサラリーマンですと、60歳定年して再雇用で65歳、再々雇用で70ぐらいですかね。その企業にもりますけれども、一応、その年齢をまだ超えているような年齢が、今の農業の、水稻のですよ、水稻の農業者の高齢化というのはそういう状況だと思います。何か日本の平均を見ますと、農業の農家の平均が69.5歳だと、そして、米農家の平均が70を超えたよというふうな話を聞きました。当町はそれをもう一歩進めた74歳ではなかろうかなと。もう4年前の資料しか私は分かりませんから、そういうふうな観点で見ております。

高齢化の問題と、それから、米の価格なんですけれども、その価格の現在までの推移というか、大まかなところで結構なんですけれども、その辺の情報を得ているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 農林水産省が公表している資料になりますけれども、本年2月時点での銘柄米、それから、ブレンド米の平均価格が3,829円だったのに対して、これは5キログラム当たりです。先ほど町長の答弁ありましたように、5月5日の週では平均で4,268円になっていると。ただ、これから備蓄米が販売されますと、これは下がっていくんだろうと。ただ、その統計に反映されるまでは、いましばらく時間がかかるというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 単純に比較すれば米の値段が高くなったというのはそのとおりだと思うんですけども、一番高いので、平成5年で60キロ換算の玄米で2万3,607円なんですね。平成5年で。それが今ですと大体2万ぐらいです。2万ちょっとぐらいかな、その辺ぐらいの60キロ換算でなっているんですけども、ただ、それで米が高いか、安いかというふうなことで単純に比較するというのは私もいかがなものかなと思うんですね。ということは、農業だって経営者ですよね。経営していて、それで生活しているんですけども、やはり、一般の社会人、サラリーマンの賃金として最低賃金というのがあるわけですよ。その最低賃金の金額が、平成5年で見ると540円なんですね。今現在、最低賃金は、各都道府県ごとで皆違いますけれども、宮城県ですと973円なんですよ。1.8倍になっているんですね。この最低賃金は、御存じのとおり、やはりその会社なりなんなりに働くときに、一番最初にもらう賃金の時間給の単価ですね。それが、その時代その時代のいわゆる保証価格です。その最低賃金に基づいて初任給なんかが当然決まるわけですけれども、その推移で見ると、当時の30年前から1.8倍になっているんですよ。その推計値からいうと、1.8倍の米の単価というと幾らになるかというと4万2,516円になるんですよ。60キロ換算でね。単純に比較すればですよ。いろんな問題をはらんでいますけれども。これはね、高いか安いかというふうなことで考えれば、ざっと単純に考えれば高いとは思うんですけども、これをね、他の一般の食料品と比較すると、例えばですよ、カップラーメン、カップラーメンが1個200円なんですよ。そして、ペットボトルの飲料水、これも150円なんですよ。パンが平均で140円ぐらい。米がね、御飯茶わんで1杯幾らぐらいになっているか。茶わんで1杯といつてもいろいろありますので、山盛りもあれば丼もあれば様々あるとは思うんですけども、普通のごく成人の家庭で食べている茶わんです。それが大体幾らで仕上がっているか。大まかでいいんですけども、お分かりでしたか。私自身も分からなかったんですよ。分からなかったんですが、今回の質問に

当たりまして、んんと思ってちょっと調べてみたんですよ。お分かりでしたらお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こまい部分はちょっと私理解しておりませんが、ただ、今回のこの価格の高騰に伴って、ある意味、いい議論ができるチャンスかなと私は思っているんですよ。というのは、今の米価そのものが適正なのかどうかと。今お話ありましたように、どういう米価が適正価格なのかということについて、いわゆる再生産をする意欲を農業者の方々が持つていただぐ値段ということのはどれぐらいなのか、それから、消費者としてどれぐらいの値段が適正価格なのかということについて、ここはねしっかりと政府としても考えていく必要があるんだろうと私は思っているんですよ。そうでないと、いわゆる食料の安全保障というのは、やはり原点にやっぱり米だと思っておりますので、そういう観点でいった際に、しっかりと農家の方々が安心して生産をして、そして、経営をちゃんとできていくという価格をどこに求めるのかということは、やはり原価を含めていって、どのような積算をしながら米の単価というのはちゃんとしたものつくっていく、いわゆる販売価格に転嫁していくということが必要で、多分そこがないと、これから、さっきお話ありましたように、もう全く高齢化です。この20年間で、米農家は半減ぐらいしている状況でございますので、この状況でいくと、どんどんどんどん米農家が少なくなっていくと考えた場合に、しっかりとした適正価格というのを求めていかないと、日本が本当に今度は米が作れなくて、もう輸入米に頼ってしまうということになりますと、ある意味米って国の防衛ですので、ここをしっかりとした米政策というものを国として打ち出していかないと大変なことになるんだろうと私思っておりますので、基本的に今この米価高騰の際にしっかりと議論を積み重ねながら、あるべき姿というのを模索していくということが非常に大事なんだろうなというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そのとおりだと思いますけれども、もうちょっと質問させていただきますね。

先ほどの続きなんですけれども、私も調べてみて唖然としたんですが、茶わん1杯の白米が65グラムだそうです。65グラムで40円で仕上がっているということですね。一般の食料品が、今言ったように大体ペットボトルが150円ですし、カップラーメンが200円、それから、パンが140円。だけれども、御飯1杯が御存じのとおり今40円ですと。それでね、たとえ倍額になってもですよ、倍額になっても80円ですよ。高いのかな、安いのかなあという一つの目安と思ってちょっと調べてみたんですけれども、そういう状況でございます。

今の町長の答弁ですと、やっぱり消費者と生産者が向き合う絶好のチャンスだと、私もそういうふうに思っております。今までではね、いわゆる消費者ありきの、いわゆる消費者庁の目線で物事を見てきましたけれども、生産の現場のいわゆる目線と両方から見る絶好のチャンスではなかろうかなと思っております。

そうした観点からまた質問なんですが、それに伴う減反政策というのをやってきたわけですが、いつ頃から始まって、今どうなっているのか、その辺の御質問をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のは、司議員お話ししたように、JAながのの組合長が、御飯1杯50円で、サンドイッチが200円という発言をした際に、何かいかにもJAの組合長が悪者のように新聞報道等でされているというのを拝見させていただいて、これってやっぱり違うよねというのは私、実は正直感じているんですよ。やっぱりさっき言ったように、しっかりした値段で再生産をしていただかないと農業が立ち行かなくなるということですね。安ければいいというのは、消費者の皆さんは確かにそうなんですが、安けりやよくて、じゃあ米を作る人がいなくなったらどうするんですかということの議論もちろんしなきやいけないと思いますので、そこはやっぱり御指摘のとおりだというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 減反政策につきましては、1971年から2017年までとなっております。

それから、すみません、先ほど私、主食用米の数、お答えできなかつたんですけども、今年度は360人でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 言い忘れましたけど、減反政策は、年数はそうなんですが、実質減反はもう終わったというお話を国でしているんですが、実際はこれぐらいの米にしてくださいねと量をある意味制限かけているんですよね。だから、実際問題として減反は続いているというのが一般的な生産者の方々の受け止めだと思います。

それから、米から今度違う転作をさせた際に、そのときにいわゆる補償金とかを出すわけじゃないですか。それって結果、減反なんですよね。これがずっと続いてきておるということが、ある意味一つの問題点だなというふうに思いますし、これが、この間もテレビ等ありましたように、いわゆる減反政策そのものを完全に見直すという方向も国としていろんな議

論がされているということだけは、ここはもう非常にこの機会に考えるいいチャンスなのか  
なというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そのとおりだと思います。国の減反が平成30年をもってたしか廃止にな  
ったと思うんですけれども、それ以降、直接交付金とかね、そういうふうな価格調整で対応  
してきたのも事実だと思います。当然、人は皆ね、お金である程度動いていきます。お金の  
なるほうに誘導されて作付も当然進んでいきます。転作は転作で進んでいくと思います。そ  
うしたのも一つの原因ではなかろうかなと思っております。

それで、当然、先ほどもお話しいたしましたように、やはり釣り合う単価、目安というの、  
当然、値ごろの価格というのが当然出てくると思うんですけれども、今現在のですね、今現  
在の米価の価格で言うと、どの辺がいわゆる水稻の単作、いわゆる田んぼですよ、田んぼだ  
けの水稻単作で収支分岐点ゼロになる面積の把握はされていますか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 面積ということでございますけれども、面積は把握はしており  
ませんけれども、農林水産省が公表しております60キロ当たりの生産費というのがございま  
して、これが大体東北地方ですと1万3,000円ほどということになっておりますので、現在の  
価格ですと1俵当たり1万円弱ぐらいのプラス、1反歩で8俵取れれば8万円弱というよう  
な内容かと把握しております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 単純に今収支分岐点ゼロというような話、私、出しましたけれども、立  
地条件というのも当然あるわけですよ。いわゆる、小さい狭隘な田んぼしか持っていない人  
は当然、経費がかさむというふうなことですね。連たんの例えば平場地帯のようなところは、  
それだけのコストはあまりかからないというふうなことなんんですけど、一般的に15ヘクタ  
ルぐらいから収益が出てくるというふうに見られているようですけれどもね。詳しくは私も  
分かりません。が、一般的にそういうふうに言われております。

その観点からですけれども、当地域のこの水稻に対する考え方、どういうふうに持つていっ  
たらいいのかなというふうな考えがあればお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 当町の水稻農家は、多くが飯米農家だというふうに思っており  
ます。ですので、地域の担い手、組合さんなどもおりますけれども、そういった方々を中心

に、今後集約化などを図って作付していく必要があるんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 担い手の問題は農業ならず全ての産業、職種、皆共通した問題だと思いますので、これがなければ話になりませんので、非常に重要なことだと思います。

それとですね、当然収益が上がらなければ、いわゆる水稻だけでは15ヘクタールが目安ですからね。当町で最高作付されている大体規模というのはどのぐらいでしょうか。大枠でいいです。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 10ヘクタール弱という形で把握しております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 営農組合だと思いますけれども、それも営農組合で6つの効果があると思うんですけども、10ヘクタールだと、それでも水稻単作だけでは赤字になってしまうわけですよ、基本的にはね。複合経営というふうなことが求められてくると思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） そうですね。やはり複合経営というのは必要だと思っております。以前ですと畜産との副業経営というのを推進してきた経緯もございますけれども、現在は、御承知のとおり畜産農家というのは減少しております。現在の作物でいえば、果樹などの複合経営がいいのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 基本ですね、主食、米は主食ですから、これは必要なものなんですけれども、作付する段階から、いわゆる赤字だということが誰しも御存じだと思います。例えて言うならば、薄氷を踏んでいるのと同じですね。薄い氷の上。命綱を持ちながら薄氷を踏んでいるのと同じですよ。ということは、軸足をどこに持たなければならないかという複合経営のいわゆる相手方を考えていかなくちゃいけないわけです。それは何も農業に関わる必要ないと思うんです。農業であれば一番理想だと思うんですが、農外収入でも何でもいいと思うんですけども、その辺、複合経営の種目を選ぶというのは死活問題なってくるんですよ。その辺のお考えというのはどういうふうにお考えになっているでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 現在、課内で議論しているんですけども、農業の分野で事業

承継のようなことが取り組めないかということで今検討しております。ですので、農地のみならず、農業用施設ですか機械、こういったものを包括的に貸せるような仕組みづくりができるないかというふうに考えておりまして、この仕組みができるのであれば、極端な話、兼業農家でもいいんではないかという考え方で現在検討しております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それは施設の共有という意味なんでしょうか。施設って機械、省力化機械とかいろいろあると思うんですけど、建物とかね。全てを包含したそれを共有する地域農業という方向での考え方なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） セットで貸し出すということですので、農業をやりたい、始めたいという方にセットで貸し出すと。ですので、初期投資が抑えられるといったようなメリットがあるんではないかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） この話はもう一つ、次の地域計画のほうに行ったらまた話はしたいと思いますけれども、一応、2件目のほうですね。地域計画の取りまとめ状況と課題についてというふうな方向でお聞きしたいと思います。

地域計画、今現在、具体的に数は4地区に分けているということなんですけれども、10年後の担い手を想定して、どの程度のいわゆる面積が求められたか。そして、まだ地区外で使用不可、まだ未定というふうな割合はどのくらいの面積なのかなと思いまして、質問させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 区域内の面積につきましては、4つの地区の合計で388.5ヘクタールとなっております。このうち、70歳以上の農業者の農地面積というのは140.2ヘクタール。さらに、このうち後継者がいないといったような農業者の面積が46.5ヘクタールということでございますので、大変厳しい状況なんだろうというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 受け手がない農地が約3分の1以上あるということなんですね。大変厳しい問題だと思うんですけれども、その辺の特徴、いわゆる受け手がないところはどういうところが受け手がない地域なのか、御質問します。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 入谷地区につきましては、比較的後継者だったり地域の核となる農業者というのは存在しておりますけれども、他の3地区については、そういった方々がいないというのが大きな課題というふうになっております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 入谷地区は今回、その地域計画で初めて取り組むことになったんですけども、4地区ともそうなんですけどもね。戸倉、志津川、歌津は、14年前の震災で被災していますので基盤整備を行っております。その時点でもう基盤整備して、かつて沿岸部は20年遅れているというふうな、水稻に関してはね、20年遅れているというふうな話だったんですけども、この震災で農地の基盤が一気に進んだというふうな経緯があります。今回、入谷地区では基盤整備も当然進んでいくとは思いますけれども、そうした観点で、いわゆる、今現在、戸倉、志津川、歌津というふうな3地区は、面積も確保できているんですけども、そのほかにもう一つ要点は、被災しているがために、いわゆる沿岸部の漁業の作業もやっているわけですね。というと、その辺の観点で、漁業にウエートを置きながら農業をやっていく。収入面もある程度、私は確保されているなと思うんですけども、今後ね、新しく入谷地区で展開していくんでしょうけれども、先ほども触れましたように、薄氷を踏むような経営ではちょっと非常に難しい。将来的にはっきりこういうふうに持っていくというような明確な目標を持たないと、これは難しいと思うんですね。その辺のお考えというのをお聞きしたいんですがね。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 率直に目標を持つということ自体が困難だというのが現状だと思っております。

ただ、答弁にもありましたように、農地中間管理機構、こういったものを活用しながら農地の流動化を進めていくということが、現在の目標ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 一応、地域計画で活用されない未利用地区、指定されない、そういう地域の今後の考え方というのも、これから問題だと思うんです。日本全国ですとかなりの面積が、約3割ぐらいかな、3割ぐらいがまだ未定だというふうな話です。この有効活用策という手法というものをお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 率直に申し上げまして、町内全ての農地を守るというのは、現

状大変厳しいんだろうというふうに思っております。ですので、町といたしましては、ここだけはどうしても守っていこうというのを明確にゾーニングをして施策を展開していくということが必要だと思っております。それが、この地区計画であったり農振農用地計画なんだろうというふうに思っております。ですので、一定の非農地化はやむを得ないという考え方も持たざるを得ないのではないかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そのとおりだと思います。地域計画は地域計画で進めいかなくてはならない。それで、やむを得ざる最後の手段というふうなものも当然出てくると思うんですけども、その辺のやむを得ざる地域というか地区というか、そういうところの扱いというのも、やはり地目変換なりなんなり進めいかなくちゃないと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 議員御指摘のとおりだと思っておりまして、農地転用などは必要に応じて取っていただくというようなことは進めいかなければならぬというふうに思っております。

それとですね、この地区計画はまだ策定して初年度でございますので、今後さらにこれをプラッシュアップして、よりいいものにしていくということでございますので、御理解をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そうですね。そのとおりだと思いますけれども、やはりそこで私はね、考えていることは、この地域の特徴というものがあるんじゃないかなと思うんですね。先ほどもちらっと触れてはみましたが、いわゆる戸倉、志津川、歌津の3地区では被災になりました。沿岸部だから被災になりましたというふうなことなんですけれども、やはり、この沿岸部から山間部、いわゆる南三陸町という163キロ平方メーターの面積あるわけですけれども、この範囲というのは、昔から歩いて通える範囲なんです。昔の話をしますけれども、いわゆる沿岸部の漁業者の方が、山間部にいわゆる海産物の行商にも来ましたし、それから、山間部から地区に、いわゆるリヤカーの引き売りですね、そういうふうなものを出していた時代があります。60年前まで遡ると、ごく当たり前の姿でしたね。何も珍しいことじゃないです。そういうことを考えますと、やはり海の海産物、それから農産物、この2つを両方コラボすると、いわゆるエンゲル係数の食料費というのはそんなにかからないことになるんですよ。

特徴を見ればね、そういうふうな食費を抑える、エンゲル係数はいわゆる家計に占める食費の割合のことですから、低ければ低いほど豊かな生活だと一般的に言われています。それを、例えば今、地域農業で扱われていないというか、まだ未定だというふうなね、そういう農地を有効活用する一つの手法として、家庭菜園を勧行されたらいかがでしょうかねと。そういうふうに思うんですけれども、どういうふうなお考えになるでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 有効な手段の一つであるというふうには捉えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 家庭菜園というのは、居住する家の本当の隣接したすぐ隣に畠を持っているわけですよ。いわゆる毎日食するようなものですからね。そうすると、そこで、まず居住地の周りに家庭菜園地があるということは、まずそんなに荒れないと、農地が荒れないということの一つが出てくると思うんです。それで、1軒だけやるんじゃなく、集落全体あるいは農業者以外の人もいいでしようけれども、賃貸契約とかね、そういうのを結ばなくちゃないでしようけれども、そういう人へのいわゆる家庭菜園の拡大・拡張というものが、私はこれ有効な手段の一つじゃないかなと思うんですよ。家庭菜園というのは、普通は2畝歩か、多くても3畝歩ぐらいですかね、その辺ぐらいあればできるんですけども、これをもうちょっと多めにすると。家庭菜園をもうちょっと多めにして、それで、直売所なり、インターネットでも何でもいいでしようけれども、そういうものに販売するというふうな考えをすると、いわゆる荒地というのは少なくなると思うんですよ。今出てくる鳥獣害問題もある程度は回避できるんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 先ほどと同じ答弁になってしまふんですけども、現在、農地取得の下限面積というのは撤廃されておりまますので、そういうハーダルが低くなつたということもございますので、家庭菜園の推進というのは、遊休農地対策または抑止対策では非常に有効なのではないかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 普通は5畝歩ぐらいかな、500平米ぐらいあればできるんでしょうけれども、宅地としてね。それでもまだちょっと余るぐらいでしようけれども、これを隣接して農地は農地としてやっぱり家庭菜園なり拡大していく手法が、集落全体でしたらばかなりのやはり面積になると思うんですよ。

それだけじゃなくね、もう一つは、何を言いたくてこういうことを言っているかというと、いわゆる南三陸町というのは、志津川湾に面してすり鉢のような、いわゆる傾斜になっている、分水嶺を境にしてすり鉢の状態になっているんですね。水稻が、いわゆる主体の平場地帯、登米市とか石巻辺りね、そういうところは水田ができるというのは平たん地なんですよ。平たん地というのはそれだけ面積があるということなんですけれども、当地域の地理的条件というのは、狭隘なところなんですね。それをやはり生かして、今言った居住地周辺に家庭菜園を設ける。それが一つと、同じ家を建てるんだったらば、傾斜地になっているということは日光が当たるということです。海の見える宅地がいっぱいできるということですよ。ただの平場地帯とは違うんですよ。そういう利点を総合的に考えたらば、土地利用型農業あるいは労働集約型農業、いろいろありますよ。いろいろあるんですけども、南三陸独特のね、今話した海産物と農産物の両方を出し合えば、いわゆる家庭菜園で自分で食べる以外の作付を拡張すれば、もっともっと裕福になるんじゃないかなと、私はそういうふうに思っております。いわゆるエンゲル係数が最も低い地域、そういう地区のモデルになるんじゃないかなと私はそう思うんですよ。

O E C D という経済協力開発機構と訳すんですかね。38か国あるうちの日本は10番目だと。いわゆるエンゲル係数が低いというのはそれだけ裕福だというふうに見られています。だから、38か国中、10番目だということは、それだけ裕福なんでしょうけれども、それをね、さらにもっとこの南三陸の地区は、最も景観がよくて、そういう農業のしやすい、F S CとかA S Cとかブルーフラッグとかね、環境を重視して、あるいは生ごみの液肥の転換とかやっていますけれども、そういうふうな自然全体のいわゆる地域自然活用型農業、これを展開していくのに、今言った農業の南三陸型農業と言えるかもしれませんけれども、そういう農業の進め方が必要じゃないかなと、私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 阿部司議員の熱弁を真面目に聞いておりました。大変考え方としては一つの考え方なんだろうなというふうに思いながらお聞きをさせていただきましたが、昨今、あまりこういう話はないんですが、二、三十年前になりますが、家庭菜園付別荘というのが一時期はやりました。亘理とかあちらのほうでもやっておりましたし、それから、全国的にも家庭菜園付別荘というのは結構人気あって展開した時期があるんですが、やっぱり菜園って基本的には個人の趣味の世界なんですね。だから、今、阿部議員の話を聞いていて、趣味と農業とのそこの選別が、だんだんだんだん利かなくなってきたいるんですよ。ですから、

家庭菜園というのは基本的には趣味の世界で、それぞれの空いている面積でやろうというのが家庭菜園ですので、今言ったように、それがどんどんどんどん広がっていって、いわゆる自給率を上げていくというような形にどこまで結びつくかということについては、なかなか難しい。しかも、家庭菜園というのは、基本的にはそれが自分でやりたいという意欲があつてやる方が家庭菜園をある意味うまくできる。経験上言いますが、私も仮設に住んでいたときに家庭菜園でちょっと作ったんですが、何分にもこらえ性がないもんですから、ちょうどビスイカが食べ頃になつたらですね、あれカラスってすごいなと思ったのは、おいしくなる時期って分かっていて、もうね、あした食おうかと思ったら、もう前の晩にもうカラスに全部食われちゃう。そういうのがあって諦めたというこらえ性のない男ですので、そういう家庭菜園するのも、ちゃんと丁寧に向き合つてやっていくという思いがないとなかなかできない問題ですので、隣の1番の伊藤俊議員がね、一生懸命今農業に取り組んでおりますが、そういう思いをちゃんと継続して持つ方でないとなかなか難しい分野なのかなというふうに私、経験上思いました。すみません、根性のない男ですので、そういうことでやめてしまいましたけど、そういうことですので、さつき言ったように、繰り返しますが、家庭菜園と農業というのは、ある意味切り分けて考えていかないと駄目なんだろうなというふうには思っています。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そのとおりだと思いますけれども、それでですね、先ほどの食料価格云々かんぬんという話で、いわゆる農産物の価格も上がってきているんですよ。米の自給率は38%ですよというふうなことね、そのぐらいの話が出ていますけれども、野菜のいわゆる食料自給率は80%なんですよ。その野菜の種というのは、いわゆるほとんど国外産なんですよ。種の裏側見ると分かるとおり。それが、例えばの話ですけれども、経済封鎖かかると、ほとんど再生ができないと、10%ぐらいになるでしょう、野菜は。とんでもないことになるわけですよ。食料価格が上がってくるということは、食料危機に結びつくんですよ。食料危機というのが、今日あしたすぐにほんと上がらないんですよ。食料危機にならないんですよ。徐々にいわゆる食材が上がっていくんですよ。上がっていって、突然来るんですよ。それがもう始まったんですね。農家が高齢化して担い手もいないというのは、これは昔から言われていたことですけれども、もうそれも限界なんですよ。そういう食料危機というものがもう始まっているもので、この認識を、今分かる世代、70代の人は当然分かりますよね。そういう方々のやはり持っている知恵とか技術とかそういうものを次の世代の若い人に教える絶好の

チャンスだと思うんです。食料危機になったらばね、今言った、作りたくないとかどうのこうのっていろいろあるでしょうけれども、作らざるを得なくなってしまいます。そうした場合をある程度想定しておかなくちゃいけないですね。そのためには技術の伝授、今日教えて、あしたすぐ分かるわけじゃないですよ。二、三年ぐらいかかるんですよ。その辺を踏まえて、これからこうなる、こういうふうな対策が必要だ、そのためにはそれを支援するサポートをどう考えるかという問題もこれから出てくると思うんですよ。その辺の考えも必要じゃないかなと。家庭菜園と一口に言えば単純な趣味の範囲なんですけれども、やはり農業の基本は家庭菜園から始まっていますから。その辺をもう一度御質問したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かにですね、一朝一夕に農業ができるかということになりますと、これは全く難しいことです。今、阿部議員がおっしゃったように、そういう農業というものをしっかりと次世代に継承していくことの必要性というのは、これは誰しもが認めることだというふうに思います。

そういう中にはあって、やっぱり食料自給率を上げるということについては、これは日本としての、さっきお話ししましたが、安全保障の最たるものだと思っています。ですから、どのように食料自給率上げるかというのは、国全体としてどう取り組むかということが非常に今問われていると思いますので、阿部議員のお話については受け止めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それから、もう一つですね。単なる自給率という話だけじゃなく、米の農政を語る上ではどうしても一つ触れておかなくちゃいけない問題もあるわけですよ。問題というか、確認しなくちゃないことなんですねけれども、いわゆる秋田県の大潟村の話ですね。秋田県の大潟村は、60年前の干拓農地です。琵琶湖に次ぐ日本で2番目の大きい湖を埋め立てて1万2,800ヘクタールを干拓したんですよ。そこで約600人近い農業者を全国から呼び集めて、それで干拓したんですね。その後どうなったかというと、完成した事業3年目にして転作が入ったんですよ。転作が入って、米だけじゃないいろんなものを作りなさい、あるいは減らしなさいという話ですけど、そこで翻弄されて、いわゆる60年過ぎたんですね。60年というのは親子だけじゃないですよ。3代目まで行きます。そのぐらい大きな問題なんですね。農政の在り方、ここで地方議会が農政云々かんぬんという国のことだって、これはちょっとまずいもので出しませんが、変転するということですよ。いわゆるそういう農政の変転す

る、悪い言葉で言うと猫の目政策と言いますけれども、こういうことへの対応策も、受給率を高めて、いわゆる自分の食べるものは自分で作るんだというスタンスがこの町にあれば、いわゆる住みやすい町の一つ、町のプロモーションの一つになると思うんですね。そういう観点でもう一度農業を考えていただきたいなというふうなことなんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そうなんですが、しかし、我々、今、若い世代の方々にとってみれば、スーパーに行けば基本的な野菜は簡単に手に入るというそういう利便性が増した今の社会に住んでいる世代の方々にとっては、自分で汗を流して生産をして、野菜を作つてというそういうことよりも、お金で野菜を買ってという生活にみんな既に慣れ切っちゃっているんですよね。それを、意識をどう変えるかということになりますと、これは非常に理屈とか、あるいは我々政策だからといった形の中で転換できるかというと、そうはならない話でございますので、そこはそれぞれの方々が、どうやって、いわゆるエンゲル係数のお話も出ましたが、そういう形の中で自分たちの生活を自給自足というか、そこまで行かなくても、少しでも家計の役に立つようにという思いを持ってそういう取組をする方々がいれば、これはもう後押しされてやつたほうがいいんだろうなというふうな思いがありますが、そこはある意味、あとは最終的には個々の判断、個々の思いということにつながってきますので、強制はできる話ではないんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） よろしくお願ひしたいと思います。

1件目の質問はこれで終わりたいと思います。

続けて、2件目に入りたいと思います。2点目の質問でございますが、件名が、熱中症対策義務化の対応についてというふうなことでございます。質問相手は町長とさせていただきます。

内容が、厚生労働省は本年6月より熱中症対策を罰則つきで義務化する省令を公布した。ついては、町の対応及び事業者への影響等の考え方を伺います。

1点目として、近年の熱中症発生状況と救急搬送等の件数について。

2点目が、義務化の内容と事業者への周知の対応等について。

以上2点でございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目、熱中症対策義務化の対応についてお答えをさせていただきますが、初めに御質問の1点目になりますが、近年の熱中症の発生状況と救急搬送等の件数についてであります。熱中症は、例年7月から8月にかけて多く発生をいたしております。特に高齢者や子供、障害のある方などがかかりやすいと言われております。暑さを感じにくい場合や、体温調節機能が十分に発達していない、もしくは低下をしている場合、自分で水分が取れないなどの状況にある場合には、特に注意が必要であります。高齢者においては、室内や夜間の発生も多くなってきている状況であります。

救急搬送の件数につきましては、全国で令和6年5月から9月までに熱中症により搬送された人の数は9万7,578人で、令和5年と比べると6,111人の増加が見られます。平成20年以降で最も多い人数となっております。

また、令和6年に救急搬送された人数を年齢別に見ますと、65歳以上の高齢者が占める割合は57.4%と最も高くなっています。

なお、南三陸消防署管内における熱中症による救急搬送の件数につきましては、過去5年間では令和5年が19人と最も多く、それ以外の年では10人前後となっております。令和6年については9人で、そのうち高齢者の割合が77.8%、80%という高い状況となっております。

次に、御質問の2点目、熱中症対策義務化の内容と事業者への周知についてお答えをさせていただきますが、去る6月1日より、労働安全衛生規則の改正によりまして、職場における熱中症対策が新たに罰則を伴う義務として規定をされました。この制度改正においては、暑さ指数、WBGT値といいますが、28度以上または気温が31度以上となる環境下において、1時間以上連続または1日4時間を超えて行う作業が対象となります。

事業者に対しては、以下の3点が主に義務づけられております。1点目は、熱中症の兆候が見られる作業者や発症が疑われる場合の報告体制の整備及び関係作業者への情報周知。2つ目は、重篤化を防止するための具体的な対応手順の策定。3点目として、その手順について関係者への周知徹底を行うということになります。端的に申し上げますと、体制の整備、対応手順の作成、関係者への周知というものが義務化されたということになります。

本町におきましては、事業者の皆様に対し、制度の内容や義務化のポイントについてしっかり御理解いただけるように、町のホームページの情報掲載を行っているほか、商工会を通じて会員事業所の皆様への周知をお願いをしているところであります。さらに、広報7月号にも関連情報を掲載し、町民の皆様にも広く御案内をする予定といたしております。

引き続き、関係機関と連携しながら、熱中症予防に万全を期してまいりたいというふうに思

います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

熱中症が、高齢者が57.4%を占めているという話ですけれども、全くそうだと思います。高齢者が特に多くて、それが一度かかると後遺症が残ってしまうというふうな傾向があるようございます。

日本全体の話ですけれども、一応令和4年から4、5、6というふうなことで、熱中症の患者さんが随分多くなっているというふうなことですね。先ほど9万7,576人というふうなことなんですが、令和4年度は1,472人が死亡しているというようなことで、毎年それ以降も増えていますね。こういうふうな状況で、熱中症のいわゆる要因で亡くなった方というのはこの町でおられますかね。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 町内で熱中症でお亡くなりになられた方というのは、今のところいないというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 去年あたり、入谷で亡くなっていますか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 亡くなられた方についてなんですけれども、最終的に死亡診断書といったようなところの確認といったところが取れてございませんので、現時点では町として押さえているといったところではゼロといったところであります。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部司君の一般質問を続行いたします。阿部司君。

○2番（阿部 司君） では、続けて質問させていただきます。

熱中症の直接の原因ではないというふうなことでございますが、それはそれとして、高齢者は熱中症にかかりやすいというふうなことで、57.4%ですかね、熱中症になっているというようなものも事実でございます。

そこで、熱中症対策、こういうふうな法改正が行われましたというふうな役場には通達はいつも頃入っているでしょうか。そういうのは入っていませんか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 事業所向けの改正につきましては、5月中旬頃にこちらのほうに通知が入っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。5月中旬ですね。私、これ知り得たのは4月の16日の新聞で初めて分かりました。今回の一般質問に取り上げないとちょっとまずいんじやないかなと、手後れになるんじゃないかなと思って今回出させていただきました。

それでですね、なぜこういうことを申し上げるかといいますと、現場の、いわゆる一次産業の方、分からぬ人もいるんですね。こういう人への周知というのは、熱中症というのは、当然もうここ数年前からそういうの呼ばれていますから、分かっているとは思うんですけども、この法改正の中身なんていうのは分かんないんですよ。それらの周知をしていかなくちゃないと思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 一次産業の方々含め、やはり全町民に対して周知の必要があると考えておりますので、先ほど町長が答弁しましたとおり、広報やホームページ、そして、今後ですけれども、例えばその危険が高まるときは防災無線を活用するなど、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 当町は一次産業が21%あるんですね。二次産業が31%。合わせると52%が炎天下に身をさらす職種になろうかなと思うんですけども、この熱中症の危険が高い町ではなかろうかなと、そういう危険性についてね。県の平均から見ても、県は一次産業は4%しかないんですよ。当町は21%という比較的高いというふうなことも分かりますので、そういう方へのやはり周知、それは何も行政が主となってというのはそれは難しいと思うんですけども、関係機関で連絡を取り合うというのは、そういう考えというのはいかがなものでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 商工観光課といたしましては、町内事業所を中心にこのような周知を図っているので、そういう場合、商工会や観光協会との連携が考えられますけれど

も、同様に、関連する産業団体との共有は図ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 県の機関ですとそれらをアドバイスするような、例えば改良普及センターとかそういうふうな、生活改善とかいろいろされている方もおります。そういう方の協力を得るということも一つの手段じゃなかろうかなと思います。具体的に、その職種によって対応策というのは皆違うと思うんですね。細かいことはそのセクション、セクションいろんな分野で話は出されるとは思うんですけども、やはりその辺はその辺でお任せして、全体としてこういう改正が入ったから気をつけてくださいと、有線で熱中症の放送をしているのは分かりますけれども、その辺の詰めを進められたほうがいいんじゃないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） JA、それから任意団体も各種ございますので、そういう団体を通じて情報提供を進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 赤道直下の国では、昼間働いて、外に出たらば罰するというようなそういう法律もあるらしいんですけど、日本ではそんなことはまだありません。ただ、だんだんだんだん地球温暖化は進んできますし、これ、作業、いわゆる職業に影響がだんだん色濃く反映されてくると思います。やはりそれなりの周知の対応というふうなことをお願いしたいと思います。2件目はこれで終わりたいと思います。

続けて、3件目に入りたいと思います。3件目でございますが、3件目の質問件名は、地方創生の諸施策の考えについて。質問相手は町長とさせていただきます。

質問の内容でございますが、地方の人口減少は、年を追うごとに深刻化し、大きな社会問題になっている。こうした背景の下、国では地方創生の各支援策を検討しているが、当町の課題と方向性の以下の点について考えをお伺いします。

1点目として、地方創生推進の諸施策の現状と課題について。

2点目が、二地域居住施策の考えについて。

以上2点でございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、阿部司議員の3件目の御質問です。地方創生の諸施策についてお答えをいたします。

初めに、御質問の1点目になりますが、現状と課題ということありますので、本町の魅力ある地方創生を推進していくための指針として、令和7年の3月に南三陸町第3期総合戦略を策定いたしました。この総合戦略においては、4つの基本目標を掲げております。12の施策と39の事業に取り組むということにしております。

地方創生を進める上において着眼すべき点は、少子化、それから、人口減少といったことが一義的な切り口であることは御承知のとおりであると思います。それら課題に向けた具体的な施策として、移住定住促進事業や出産・子育て支援事業を掲げているところであります。

移住定住の推進に向けては、住まいに係る情報提供、家賃補助等の支援を行っておりますが、町内においては、大規模な改修等を要さずに使用できる空き家や民間の賃貸住宅も少なく、個別のニーズに応じた現実的な受皿となる環境が整っていないことは否めないと思っております。

また・出産・子育てに対する支援としては、放課後児童クラブの安定した運営等はもとより、子ども医療費や給食費の無償化をはじめとする子育て世帯の経済的負担の軽減等に取り組んでいるところでありますが、もちろん、それらは即効性を期待できる取組ではなくて、引き続き、都市部と格差なく安心して子供を産み育てることができると感じられる施策を展開していく必要があると考えております。

居住人口・交流人口といった視点に限らず、関係人口の創出・増加に向け、本町に魅力を感じ、多様な関わりを持っていただけるような仕組みづくりをさらに進めてまいりたいと思っております。

次に、御質問の2点目、二地域居住政策についてでありますが、本施策は、二地域居住により地方への人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出・拡大、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出等が図られることから、特に地方創生や地域活性化といった観点から注目をされている取組であります。

初めに、いわゆる社会人といった主体に限らず見れば、高校魅力化事業における南三陸 *k i z u n a* 留学生の受け入れも、親元と活動場所といったことに照らせば、二地域居住施策の一つと言えるものと考えております。

御質問の1点にも関連いたしますが、二地域居住を推進するに当たっては、当然いわゆる住まい、居場所の安定した確保・提供といったことが課題となります。初期段階で講ずべき施策の内容についても、現在、町で実施している移住定住事業と重複している箇所も多くあるため、今後、今年度からお願いしております地方創生伴走支援官の評価・意見をいただくな

どしながら、実現可能な対応等について整理を進め、必要と認める施策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

地方創生の諸課題と現況なんですかけれども、第3次総合計画で最大の目標である町の目標が人口減少対策で、令和15年度をめどとして人口1万500人を目指しますというふうな取組方針を掲げていると思います。それで、そこで掲げている数値として、合計特殊出生率が2019年の1.4から、やはり国の出生率をめどに上げていきますというふうな目標にしているようですが、現在は直近で幾らぐらいになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 記憶ですが、一昨年、合計特殊出生率は1.46ぐらいだったと思います。

これは宮城県内においては女川に続いて第2位ということになっておりますので、県内では高い合計特殊出生率ということになりますが、しかしながら、産む母数が少ないということですので、なかなか子供の数が増えるという状況には至らないということが現実だというふうに思います。

昨年の数値について、企画課長が分かれば答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 手を挙げさせていただいたんですが、昨年の最新の数値としては、今町長がお話をさせていただいた1.46といった数値が最新で押さえさせていただいている公式な数字でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 出生率は分かりました。

この算定方法として、社会増減がプラスマイナスで算定していると思うんですけれども、昨年の社会増減はどのような状況だったのでしょうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 昨年というか、つまり令和6年度といったことで整理をさせていただきますと、転入者数が240、これに対する転出が304でございますので、単純な社会増減といった差引きといたしますとマイナスの64といったことになってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 分かりました。

それとですね、第2次総合戦略というのが昨年の6年をもって終わっていると思いますけれども、その総合戦略の中で、移住定住の相談支援を関連イベントで100人をめどに集めたいというふうな目標を掲げているんですけども、どのぐらいの目標なんでしょうか。お分かりでしたらお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 移住定住総合窓口を設置させていただいたことに対する実績といったことでお話をさせていただきます。

窓口の登録者数といたしますと、令和4年度が99、令和5年度が103、これに対しまして令和6年度は61といったことで、登録者数自体は減少してございます。

また、移住相談窓口を通じて移住いただいた人数ということで、相談窓口を介さない限りはどうしても移住者かどうかといった判断が困難でございますので、そういった形の狭い範囲での捉え方をさせていただきますと、令和4年度は13、令和5年度は16、令和6年度はこれに対して8ということで、移住総合窓口を通じて移住された方というのは若干減少傾向にあるといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 次は、空き家の質問をさせていただきます。空き家は、日本全国的な問題で、どんどん増えているようですが、東北6県も増えています。宮城県の空き家も、全住宅戸数の12.4%が空き家だというふうに言われております。当町で把握されている数字はお分かりですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員御指摘の空き家といったものの定義をどこに持っていくかといったことはなかなか難しいかと思います。町外にお住まいの御子息の方々等が空き家といった形では整理されずに、週末等を過ごす場所といったことで利用される場合もあるかと思います。そういう前提の下に、現在、本町の空き家バンクに登録されている住宅の件数いたしますと、8件となってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私もよく分かりませんけれども、空き家というのは課税住宅なんかで調べることはできないんでしょうか。課税するのと世帯数のその差をもって。その辺どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 固定資産税を担当する関係でお話しさせていただきますと、やはり建物がある限りは課税客体となり得ますので、固定資産税の課税客体としての捉えということになります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 分かりました。

空き家はかなりね、県全体の話ですと12.4%、かなりあるんだと思います。やはり、空き家の利用促進事業、総合戦略で20件を目標に累計で掲げておりますけれども、実際は何件ぐらいあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 空き家バンクの登録を通じて成約に至ったケースとなりますと、令和6年度は3件となってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 次の質問ですけれども、地域おこし協力隊なんですが、地域おこし協力隊、日本全体で見ると、令和6年、昨年ですね、7,910人の地域おこし協力隊がいたというふうなことで、その方々の定着率を見ると68.9%、約70%近い、68.9ですから70%近い人が定着するというような傾向が見られるようです。令和8年に向けて、これを総務省で1万人をめどにしてもっと増やすというような考えなんですけれども、この地域おこし協力隊の数値が、目標では15人を掲げているんですけど、実際はどの辺、どのような数値になっているでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、地域おこし協力隊の人数といった部分で申しますれば、最新の数字ですと、現在9名の方々に町内で活動をいただいているということでございます。

これまで申し上げてございますけれども、議員御存じのとおり、本町の地域おこし協力隊の方々のいわゆる定住率といったことで見ますと、先ほどお話がございましたとおり、国の推計値によりますと約7割の方々が定住といった形で整理をされておりますけれども、本町の定住率といたしますと、過去で言いますと数名といった形での実績となってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 次はふるさと納税の質問をさせていただきますが、ふるさと納税の取扱件数、年間で2,000件をめどにして掲げていますけれども、実際はどのぐらいの件数なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 個人版のふるさと納税の件数ということでございますれば、令和6年度に至りましても増加傾向にございまして、5,000件を超える形となってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 大変すばらしい実績でございますね。

次は、企業版ふるさと納税なんですけれども、金額で1億5,000万掲げていますけれども、実際はどのぐらいだったのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 一時期多い時期がございましたが、最新の数値といたしますと、令和6年度は目標には全く満たない数字となってございまして、1,000万を下る数値となってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 相手があることですね、その辺は当然変動があるとは思います。

2番目の質問で二地域の質問ですけれども、二地域の居住に関する関連の法改正が出されていますけれども、改正広域的地域活性化基盤整備法というのが昨年の11月1日に出されていますけれども、概略で結構ですけど、どのような法の内容でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員御指摘の法律は、昨年の5月に成立いたしました、同じく昨年の11月に施行といった、通称といいますか、改正広域的地域活性化基盤整備法といったものかと思います。

端的に申し上げますと、自治体、市町村あるいは都道府県と民間が連携をしていくことで、地方に住まい、コミュニティー、なりわいの創出を目指すといったことを目的とする法律といったことで整理はさせていただいてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 地方創生の関係人口を高めていくための肝要の法律だと思うんですが、一応、東京、首都圏で、人口比率が日本人口の34.5%が東京圏域に集中していると。それを地方に分散して分散を図りたいという、それが主目的だと思いますけれども、この一極集中を是正するための一つの手法、関係人口を高めるための二地域、いわゆる都市と地方あるいは地方と地方の二拠点居住というのを掲げております。こうした取組、他の町でも取り組んでいると思いますけれども、そういう情報を得ているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 二地域居住といった部分で、直近で、直近といいますか、近隣でございますれば、お隣の気仙沼市さんのほうが、昨年の秋といいますか、10月ぐらいに記者発表をなされておりまして、二地域居住者の空き家取得に対する補助制度等を構築されているといった情報は掌握をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 気仙沼ですと、二地域でたしか居住すると200万、シェアハウスですと最大500万を上限に補助するというふうな内容で動いているようですけれども、石巻のほうでも二地域居住に対する国のモデル事業として進めているようですけど、その辺のお話は情報を得ているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 大変申し訳ありません。石巻市さんの具体といったものは、把握はさせていただいてございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 一応ですね、二地域居住という、先ほど触れましたけれども、2か所で、都市と地方、地方と地方で居住しながら2拠点で生活すると。関係人口を高める、いわゆる交流人口の、いわゆる観光客の交流人口も有益ですけれども、その交流人口以上で、いわゆる定住人口、いわゆるそこに住んでいる定住している人口未満、その間が関係人口というふうに捉えられると思うんですけども、この関係人口を増やすことが自治体にとってはこれから有効だと。いわゆる人口が減っても、なおかつこの関係人口があると、それなりの活動ができるというようなことで力を入れるわけですね。国では令和5年、今年から10か年かけてそれを目標数値を出すという、そういう新聞の、今朝の新聞にも載ってましたけどね。テレビでも放映しているようですけれども、そのぐらい力を入れていくんですけども、その中の一つとして、ふるさと住民登録制度というふうな素案も出ているようです。こういうふるさと住民登録制度、いわゆるマイナンバーカードである自治体に登録すると、それなりのメリットがあります。行政のサービスも得られるし、それから、様々ですね、あるいは地域ボランティアにも参加できる、あるいは地域のイベントとかそういう情報も常に流せるというふうな利点を今掲げているようですけれども、その辺の考え方というのは何かあるでしょうか。どのような状況でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 関係人口というのは、ここ数年、言葉として出てきておりますが、我々もそういった関係人口という意識をしないでやってまいりましたが、多分、南三陸町の関係人口というのは、他の自治体に比べて非常に多いと私は思っております。とりわけボランティアでうちの町においていただいた方々、登録した方、ボラセンに登録した方だけで15万5,000人がいて、その3倍ぐらいの方、登録しない方もいらっしゃいますので、大体ざっくり言うと3倍ぐらいの方々がうちの町にボランティアでおいでをいただいたということがあつて、そのボラセンを閉じるときに、うちの町で取り組んだのが、南三陸応縁団という組織をつくりました。そのときに登録していただいた方が、ちょっと今数忘れましたが、数千人かな、3,000人を超えていますし、それから、企業ですよね。企業が何十社か入っていまして、その企業の全社員数を入れると20万人ぐらいの方々がいらっしゃいますので、そうしますと南三陸町の関係人口というのは、他の自治体に比べて多い自治体だなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ワークーションとかね、リゾートバイトとかいろいろあるようですがれども、関係人口を増やす目的にもなってくるんでしょうけれども、さらにもう一つですね、いわゆる震災が起きた場合、いわゆる二拠点の居住地があるということは、やはり万が一の場合にはそこに避難することもできるわけですね。昨年のような、例えば、8月の8日あたりだったかな、お盆前ですけれども、南海トラフの警戒情報が流れた場合に、いざという場合はそこら辺に避難できるというメリットも出てくると思うんですよ。あと、先ほど1件目の質問でちょっと触れましたけれども、そういう二拠点居住の地方の面で、例えば、家庭菜園等のそういうふうな居住地、いわゆる景観の海の見える眺めのいい居住地があれば、私はこれはね、かなり町の戦略としてプロモーションに使える構想じゃないかなと思うんですね。こういうことへの考え方というのはいかがでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員お話しのとおり、昨日の報道でふるさと住民制度創設ということで国の会議が発表されたようですがれども、まさに二拠点生活といいますか二地域居住といったものを進めるに当たっては、そういったそれぞれの市町村の特性といったものに着眼をいただいて魅力を感じていただき、災害時等を含めて避難場所あるいは支援もといった効果が期待される一方で、国のはうでも、例えばその移動費についてどういった形で見ていくのか、やはり東京の一極集中になっている企業自体が分散しない限りは、なかなか現実進め

ることが困難でないかといった評価も昨今なされてございますので、町長からも答弁ございましたとおり、そういった現状を見据えさせていただきながら、必要と認める現実的な施策を展開していくと、そういった考えでおります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 昨今のニュースなんです。国の方針として、若手国家公務員を地方にね、要請があればすけれども、各地方の自治体が、二地域の誘導するに当たる、それに関連する計画を策定すればの話なんですすけれども、若手公務員を派遣しますよというふうなそういう素案も出しているようです。これは地方にとっては、アンテナを高くして、これから推移を見守る必要があると思うんですけども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 既にうちの町は手を挙げて、うちの町には3人の方がお入りをいただくということになっておりまして、あまり詳しく申し上げないのは、伊藤俊議員がこの件について質問しておりますので、後で多分質問ありますので、そのときにお答えをさせていただきたいと思いますが、いずれ、3人の方がうちの町に伴走支援ということでお入りをいただくということになっておりまして、国土交通省と防衛省のほうからおいでをいただくということになっております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 個人的に後でゆっくり聞きたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わりにさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） 以上で、阿部司君の一般質問を終わります。

次に、通告5番後藤伸太郎君。質問件名、公営住宅を取り巻く環境の今後は。以上1件について、後藤伸太郎君の登壇発言を許します。後藤伸太郎君。

〔6番 後藤伸太郎君 登壇〕

○6番（後藤伸太郎君） それでは、ただいま議長より許可をいただきましたので、檀上より一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問の内容は、公営住宅を取り巻く環境の今後はということで、町長にお伺いいたします。

この公営住宅と申し上げますと、災害公営住宅と震災前からあります既存の町営住宅というのがあるかと思います。それぞれに課題があるのかなと思っております。災害公営住宅は、入居から10年がたった団地もありまして、入居率などに変化が見られます。既存の町営住宅

は、老朽化が著しいという状況にあります。この19か所ある公営住宅の今後の方向性について、町長にお伺いします。

まず、1点目、古い町営住宅の今後の見通しはどうになっているでしょうか。

2点目、災害公営住宅の家賃、住宅使用料の推移はどうになっているでしょうか。

3点目、各団地の入居率と共益費の状況をお伺いします。

それから、4点目、コミュニティー維持の不安要素、どのようなものを感じておられるでしょうか。

最後、5点目といたしまして、公営住宅に関連いたしまして公共施設維持管理基金というのがあります。その効果的な運用の検討はどうになっているかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の公営住宅を取り巻く環境の今後はということについてお答えをさせていただきますが、1点目の古い町営住宅の今後の見通しについてであります。町が管理をする町営住宅のうち、震災以前から管理している住宅は10団地の74戸あります。築年数が40年以上経過し老朽化が進んでおります。現在60世帯の方々が入居しているところであります。退去後は新規入居者の募集は行っておりません。政策空き家として管理し、順次、建物の解体を進めてまいりたいと考えております。

2点目になりますが、災害公営住宅の家賃の推移ですが、災害公営住宅の家賃については、入居当初より、国の家賃低減化制度に基づき所得に応じた低額な家賃が適用されております。この制度は管理開始から10年間の時限的な措置であります。期間満了を迎える団地から順次、通常家賃への移行が始まっております。町といたしましては、急激な家賃上昇により入居継続が困難とならないように、移行措置の丁寧な説明と個別相談による対応を継続してまいりたいと思います。

次に、3点目の各団地の入居率と共益費の状況についてであります。現在、町内に8か所ある災害公営住宅における入居率は90%以上で推移をしております。一方で、立地条件や地域の人口減少などの影響により、一部の団地においては空き住戸の増加が見られる状況であります。共益費につきましては、災害公営住宅の団地ごとに自治会が徴収、運用をしているところであります。今後の入居者数の減少による1世帯当たりの負担額の増加を心配する声も聞いております。町といたしましては、共益費の適正な運用と持続性を確保するために、入居率の動向や自治会からの相談に応じてまいりたいと考えております。

次に、4点目になりますが、コミュニティー維持の不安要素についてですが、災害公営住宅におけるコミュニティー形成は、震災後の生活再建の要であります。町としても、各団地において集会所を整備するなど、自治会活動の支援を行ってきたところであります。しかし、最近は入居者の高齢化や自治会の担い手不足等により、将来的にコミュニティーの維持が困難な状況になるおそれもあると考えております。また、先ほど話しましたように共益費の徴収や清掃活動など、住民主体の運営が難しくなるケースも出てきておりまして、今後の課題と認識しております。町としては、隨時、自治会活動における相談支援を行っているほか、町及び宮城県住宅供給公社並びに自治会役員の情報交換会を実施するなど、引き続き、各団地のコミュニティー維持に取り組んでまいりたいと思います。

最後の5点目になりますが、公共施設維持管理基金の効果的な運用の検討についてですが、東日本大震災災害公営住宅家賃対策補助金の交付が令和18年度まで想定されますことから、それまで毎年度基金への積立てを行う予定になります。使途に関しましては、基金の設置目的を公共施設の維持管理に要する資金に充てるため、そういうふうにしておりましたとおり、災害公営住宅をはじめとする公共施設の大規模修繕等の事業に対し充当をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、1点ずつお伺いしていきたいと思います。

まず、既存の町営住宅のほう、お伺いいたします。

聞くまでもなくといいますか、老朽化が進んでいて、そうなると家賃、住宅使用料というのは非常に安いと思うんですけど、言える範囲でどれぐらい安いか、家賃の状況をお伺いしたいんですけど。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 個別のはちょっと差し控えさせていただきますが、最も安いので1,500円という状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 建っている場所が民有地の場合は、そこに土地代というか、使用料みたいなをお支払いするのかなと思うんですけど、要は、家賃収入が町に対してはあるわけですね。それに対して、そこを維持管理していくために出てくる経費があります。そのバランスといいますか、古い住宅の辺りはどのようになってるのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） ちょっと手元で計算したものはございませんが、今お話ししたような家賃であれば、当然、収支というものを考えれば、赤字ということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それから、もう一つ伺っておかなければいけないのは、老朽化の度合いといいますか、町のホームページとかを見ると、昭和35年とか、建設年度、昭和35年と書いてあるわけですけど、私、生まれる前ですので。とはいって、60世帯の方がお住まい、その方に、住んでいる以上は住居として提供し続けなければいけないと思うんですが、いよいよもう危ないよと、これ以上は住んだら危険ですとかいう限界ってあると思うんですけど、そのあたりってそれぞれでどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一番古いのは、チリ地震津波後に建てた町営住宅というのが一番古いんですよ。相当の年数がたっているということですが、基本、東日本大震災で、当時の住宅、随分、新井田地区に随分ありましたが、ほとんど流失ということになりましたので、古い町営住宅については大分少なくはなってきたというふうに思いますが、従来からこういった住宅につきましては、老朽化して、雨漏りとか含めてそういう部分についてはずっと対応してきたということでございますので、住んでいる方に御不便をかけないようにというような体制は取ってきたつもりであります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議員御指摘のとおり、大分年数がたっておって、危険度といいますか、どこまで住めるのかという部分については、根本的には躯体、いわゆる建物の柱であったり、見えない床下であったり、そういう生活に大きく影響を及ぼすという部分については、過去にも修繕が非常に困難だという場合については、空いている新しい災害公営住宅のほうに、本人の同意をいただいて特定入居という形で入っていただくという例はございました。基本的にはそういう生活に大きな支障が及ぼされるような場合については、そういう対応も考えているというところです。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、午前中に引き続き、公営住宅について、既存の古い公営住宅の町営住宅のことについてお伺いしております。やっぱり老朽化が課題というか、ただ、町の方針として確認しておくのは、大分前に建てたもの、古いので、新しく入居される方は募集していない。つまり、今入居されている方が何らかの理由でそこから退去をしていくことになれば、いずれ古い町営住宅は消滅するというかなくなっていくという方向だと思います。ただ、一方で、先ほど家賃のお話をしました。非常に低廉な価格で住める。家賃にお金をあまりかけられない方というのも町内には一定数いるわけで、そういう方にとっての受皿としての社会保障みたいなものとしての受皿としての機能もある。そうなった場合に、これ以上何か住めなくなる、老朽化が進んで生活が難しくなる、生活しづらくなるといったときには、補修をしたり改修をしたりと、そこにまた経費がかかるという、そのバランスというか、どっちを優先するかみたいなものが非常に難しいのかなと思うんですけども、どういう方針ですか。今私が言ったような、新規募集をしない、いずれなくなるという方向を見据えて、なるべく経費をかけないようにして、徐々に退去を促していくという形なのか、いやいや、この古い既存の町営住宅も残る価値はあるわけだから、ぎりぎりまで守っていく、どういう方針でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 考え方としては先ほど言った方針には変わりはございません。新規募集はしないということですが、基本、これは簡単に済むものではございませんので、強制退去ということにもこれは全くできませんので、少なくとも入居者御本人から退去を申し出た場合においてはそういう対処はしたいというふうに思いますが、その時点で解体という方向にはなろうかと思いますが、いずれそういった部分については、ここは慎重にやらざるを得ないだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 一つの情報として、解体に向けた廃止であるとか、なくしていくというものについてのスケジュール感みたいなものも聞きたいんですけど、住んでいる方が今実際にいらっしゃるので、お答えいただけないかもなとは思うんですが、ただ、議員としては、町有財産が残っていて、そこにはある程度赤字を覚悟で経費がかかっているということであれば、今後の見通しというのもやっぱり知りたいなと思うんですけど、お答えできる範囲でどのあたりまでお聞きかせいただけるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今町長おっしゃったとおり、お住まいになっている方がいる限りは、我々としては、生活できる限りの修繕等を行って入居していただくと。自然退去の場合、もし空き家が出れば、町として、撤去といいますか、廃止をしていくところです。

それから、もう1個、経営という、収支というお話もあったんですけども、基本的には公営住宅についてはその収支というものの考え方が、基本的には公営ですので、ほぼないと。収益、応能収益というか、入居者の方の収入に応じた家賃を設定するという時点で、既に収支という考え方が既にもうできないと。本来であれば、近傍同種家賃という、近隣にもし同じものがあればこのぐらいの家賃が取れるだろうという最高額を取らない限りは黒字というものにはなりませんので、そこは公営の一つの形なんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1点目について分かりました。

2点目についてお伺いいたします。災害公営住宅です。震災後に新しくできた住宅が、先ほど8か所というお話でしたかね、あります。家賃、便宜上、家賃という言い方をずっとさせていただきますけれども、家賃について、その低減事業、それから家賃低廉化事業という事業が10年が期限だよということになると、上昇していくということになるわけです。上昇といつても、当然その収入に応じて、今お話ありましたように、どんどんどんどん青天井に上がっていくわけではなくて、通常の家賃に戻っていくということだと思うんですけども、大体どれぐらい上昇するか。何年かけて何%ぐらい上昇するのか。それはケース・バイ・ケースなので、一概には1万円上がる、2万円上がると言えないと思うんですけど、おおよその見通し、平均的にはこういう上昇カーブだよというのを聞かせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前提としてお話しさせていただきますが、10年を経過した団地ということになりますと、入谷、名足、舟沢と、この3団地が10年を経過したということです。料金の推移については、担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議員おっしゃるとおり、家賃については、収入に応じて、あるいは場所に応じて、部屋の大きさによっても違うということですので、一つの考え方というか、例をちょっと申し上げさせていただきます。

管理開始から10年間、所得が15万8,000円以下の場合は、減額の措置をすると。さらに8万円以下の方については、また別途、別な方法で減額をするという形になります。8万円以下の場合は、本来の家賃から、それぞれの月収に応じて定められた家賃低減基礎額というものがございます。これを控除した額が減額されて、徐々に、5年間継続の後につりついていく。例えば、これは一つの例です。ある住宅の本来家賃が1万8,000円だったとします。家賃低減基礎額が1万円だったとします。そうすると、最初の5年間はこの1万円という家賃額で、その後の5年間でその差額の8,000円が25%ずつつであります。それで、当然、家賃の変動というか、それぞれの建物によっても違いますが、おおむねそういう8,000円とか1万円、1万5,000円、そういうレベルであります。ううに捉えていただければと思います。

8万円を超えて15万8,000円以下の方々については、5年目までは本来家賃の20%、次の2年間に15%、次の2年間は10%、10年目が5%という形で、一律であります。ううに捉えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 丁寧に御説明いただきました。10年たって、今までの10年間は低減された家賃でということですね。そこから10年たったので、今後10年間で、じゃない。今まで上がり続けていたということですかね。そういう認識ですね。もう10年たったので、通常の家賃にもう戻っているということですね。分かりました。

町内にいまして、どんどん上がっているよとかという声は実はそんなには聞かれていない、だから、問題意識がすごく高いというわけではないんですけども、ただ、やはり、家賃自体が上がっていき、それ以外の生活費もどんどん上がっていっているこの昨今の状況ですので、丁寧な説明が必要だろうと思いますし、場合によっては、町で、低減されていた家賃から大きく上昇し過ぎないように、町独自の財源をそこに入れるという方向性も一つの考え方としてはあるのかなと思うんですが、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これはもう何年前かな、議論したの。役場で。五、六年前に、この件についてはいろいろ議論させていただきました。自治体によって対応が異なります。安い、低減した価格で向こう10年間やろうとか、15年やろうとかという自治体もありますが、当町の場合は、制度どおりいこうということにしておりまして、ただし、ただしというのは、国民年金の世帯でお一人世帯については、これはずっと家賃を据え置くということにしておりま

す。国民年金お一人で家賃を払っていくというのは、多分、国民年金、そう金額高くないので、これが生活に及ぼす影響というのが大きいということもありましたので、お一人住まいの国民年金生活者については、家賃はこれまでと同じように据え置くということにしておりますが、お二人で国民年金生活をされている高齢者御夫婦ですが、ここはお二人の年金が入ってくるので、ここは通常どおりにしようということでの考え方の整理をして、そういう状況で今推移をしてきているということあります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それをもう10年、はい、分かりました。

整理しますと、町の考え方としては、制度どおり、法律に書いてあるとおりに低減化していた低減だった家賃は、法律どおりに徐々に上げていくと。けれども、それではどうしても困る人がいると。そこには町として手を差し伸べるよということですね。それも時限つきだというお話を何かささやいていましたけど、分かりました。町の方針を確認したかったということですので、2点目については、内容については十分理解できたかなと思います。

こういった場でもそうですし、町長、庁舎内では数年前から議論をしているんだよというお話をありがとうございましたが、やっぱりある程度情報は開示していかないと、何もやってくれない、我々を助けてくれないというような気持ちになってしまっては、それはお互いに不幸かなと思いますので、丁寧な説明というのは引き続きしていっていただければなというふうに思いました。

3点目に移ります。ここが今回メインかなと思っているんですが、入居率についてお伺いしました。90%以上だよというようなお話を思ったかと思います。でも、でもというか、入居率というのはいずれ下がっていくだろうと。人口がどんどんどんどん増えない限り、町全体の人口が減っていくわけですから、それは入居者も減っていくよねと。入居率が下がると、共益費は上がるという相関関係にあると思うんですけど、まずこの認識で間違いないかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ですね、後藤議員から5つの御質問あった際に、一番の肝の質問は3番目だろうなというふうに思っていました。

今お話しのように、入居率が下がるということについては、例えば、合併浄化槽とか、それから、電気料含めて、共益の部分についての総額は変わらないんですよね。そうすると、入居率が減るということは、割る何十戸でいきますので、今まで50戸でお支払いしていたのが、

45戸になれば当然のごとく上がっていくということは、自明の理といいますか、当然なっていくんですね。だから、そういう意味においての懸念というのは、数人の区長さん方から私のほうにもお話をいただいておりますので、そこをですね、何とか町のほうでも、すぐということではないんだけれども、今後、方向性として、この辺の入居率が減少になった際の共益費、この部分についての考え方というのを、ひとつ町としても課題として取り組んでくれという御要望はいただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうなんです。だから、順番変えて午前中にこの話をやればよかつたなと思っていたんですけど、皆さんいるうちにね。

単純な話、今町長おっしゃったように、100世帯入っていて総額、団地全体でかかる電気代とか浄化槽代は変わらないわけですから、例えば10万ずつかかっていたとすれば、100で割つてみたいな話を毎月集めるよねと。それが、また極端な話、50世帯になれば、共益費は倍になるんじゃないのということですね。そこを埋め合わせるというか、手段は基本ない。今のところないという認識でいいんですかね。

ただ、一方で、一方でというか、また、もう一つ難しいのは、共益費って別に行政の皆さんで決めているわけじゃないので、住んでいる方々がこれぐらいで集めましょうと。団地それぞれの考え方があると思うので、その必要最低限の固定費だけ徴収しているところもあれば、それに多少上乗せして自治会でのイベントに使うとかですね、いろいろな考え方もあると思います。1か所、先に聞いておきたいと思うんですけど、とても安いところがあるんですけど、共益費。それはなぜなんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 簡単に言えば、歌津地区の災害公営になるんですけれども、下水道事業が入っていますので、他の団地においては合併浄化槽ですので、この維持管理経費がかかるんですけども、伊里前地区であれば、それぞれが公共下水道費を支払うという対応になりますので、維持管理費が他よりもかかるというところだと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうしますと、共益費と下水道使用料を合わせると、ほかの団地の共益費と同水準になるというぐらいの認識でいいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 先ほど議員おっしゃったとおり、集め方に考え方がそれぞれあって、

本当にかかる経費だけを集めるのか、あるいは団地の中でのイベントなども含めてということになるので、一概にはどのぐらいの額なのかというのは申し上げられませんが、一般的に見ますと、平均して大体5,000円ぐらい集めている団地が多いようでございます。参考にするのであれば、そういう額なんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 条例に従って例えれば金額を決めているとかという類のものではないので、お答えする皆さんも、幾らだとか、こうなるよとかというのはなかなか言い切れない。その団地の皆さんの方がありますからね。それは分かるんですけど、ただ、町全体として住民が減っていく。でも、災害公営住宅は立派なものが建っている。そこには固定費というのは当然かかる。それを共益費で今賄っているけれども、それを賄う頭割りするその分母がどんどん少なくなっていく、1人当たりの支払う額が大きくなっていくという状況はもう見えていますから、例えは、その共益費がそれぞれ幾らかとか、そこに対してどういうふうに検討するかということは、やっぱり知っておいていただかなければいけないと思いますし、その上で検討を重ねていっていただかなければいけないのかな。区長からというお話をましたが、その情報交換ですね。意見交換をしていく必要があるというふうに思いますが、もう一つだけ、団地の入居率を100%にできない理由もあるといいますか、100%だったら、ずっと100%でいけば、今までの共益費で変わらないんですけど、ただ、例えば火事があったとか災害があったときに、お住まいがなくなってしまった方を緊急的にそこに入れなければいけないというような考え方もあるので、例えは95%とか、そこを上限として入居率というのを考えているというような答弁、お話は前にいただいたかなと思うんですけども、であれば、町が空き部屋をつくっているんだから、そのせいで我々の共益費が上がっていくのはおかしいんじゃないのという考え方も一方ではあるのかなと思います。ですから、行政としても介入していく、そこに対して考えていくということは必要だと思うんですけども、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現状としてね、当初、入居者、大体今5年ぐらい前だと入居率95%ぐらいで、現在90%ちょっとぐらいということになりますので、5%ぐらい落ちているということですので、そういう意味において、若干、共益費の負担割合が若干大きくなっている部分があるのか、それぞれの団地ですので、私もよく把握しておりませんが、物事の考え方ですとそういうことになってしまって、そういうことは具体にね、それぞれの団地の方々

がいろんな話合いの中で意見が出てきた際に、町として、さっきも言いましたように相談に応じないということではなくて、ちゃんと町としてもその問題についてはしっかり相談に応じたいというふうに思っておりますので、いろいろそれぞれの団地でいろんな問題がありましたら遠慮なく町のほうに相談をいただきたいというふうに思います。

詳細について、ちょっと建設課長からも答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 空き家の考え方なんですけれども、先ほど議員お話しした、例えば火災などでどうしても住むところが急いで必要だという方に対して政策的に空けている戸数というのも確かにございますが、9割入っていて10%空いているよねという部分については、退去した方が、当然、表替えとかそういう修繕する場合が当然ありますので、その期間は当然空きということになりますので、隙間なくどんどん入れるというのが、そういう技術じゃないんですけど、やりくりとしてはなかなか難しい部分があるので、そういう退去された方との入れ替わりという部分で一定程度の空き家という数が出るということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 3点目について、もう2点だけ聞きます。空いているところは、今、当然ですね、今日退去したから、あした入るということはできないわけで、そのタイムラグがあるから、空き戸のパーセンテージというのは一定程度あるよと。募集はしているんですね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 募集については、年4回、6、9、12、3月、それぞれ空いているところを募集しています。参考までに、昨年度ですと、募集戸数が65戸、令和5年度ですと92戸ということで、当然準備ができたところから募集をするということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） もう一つ、入居率は、トータルで先ほど90%ぐらいだよというお話をりましたが、団地によって相当差があると思うんですよ。95%のところもあれば、85%のところもあって、トータル90かなと思うんですけど、そうすると、既に入居率が落ち始めている団地は、共益費で既に割を食っているところもあるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたり、不公平感みたいなものが感じられる金額差になっていないか、そのあたりはどのように把握しているでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 最新でお伺いしたデータはないんですが、令和5年に町のほうで聞いたものがあって、今現在徴収しているもので、これまで仮に5,000円だったのが、足らなくなつたので5,500円にしましたというような事例はうかがえないと。逆に、毎年度繰越しがあるので、毎月集めているのを12か月じゃなくて10か月にしますという団地もあったりするので、現状では今のところ不足している部分はないだろうというふうに感じております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 問題提起はさせていただいたので、引き続き、皆さんのお住まいの方で、何も町民は災害公営住宅にしか住んでいないわけではないですから、いろいろなそのバランスも考え方つつということだと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

4点目に移りたいと思っているんですが、4点目につきましては、全体的な地域コミュニティのということに関しては、今野議員が一般質問されるということですので、私のほうからは、公営住宅に限った話を1点、2点だけさせていただければと思うんですけど、先ほどの答弁ですと、やっぱり維持管理、コミュニティを維持していくためには高齢化が進んでいること、若い世代がいないから、なかなか地域の行事とか保守点検等に充てるマンパワーが足りなくなってきたいるよねということが課題だと。これは町全体のことだと思うんですけども、LSA、ライフ・サポート・アドバイザーの皆さん、国の予算が切れるということで、当初予算、3月に審査したときに、介護の特別会計でそこに関しては人件費を見ますよと。ただ、人数というか、規模は縮小しますけれども。やっぱり震災後、もう何年、長いところで10年というお話ですから、地域のお住まいの皆さんに寄り添う形で、本当に近い場所でいろいろな悩み事を聞いてくださったその存在というのは非常にありがたい。先般、数か月前、報道番組等でも、そのLSAというものがいて、これが新年度からなくなってしまうんですけどみたいなニュースなんかも拝見しましたけれども、非常に興味・関心が高いところだと思います。ですので、そのLSAの制度、それから、その皆さんに対して、今後どのように連携をしていくのかというところにお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） うちが前年度で終了して、ほかの自治体もほぼ今年度ぐらいで終了することになりますので、あとはそれぞれの自治体がこの問題についてどう向き合うかということだと思います。

町とすれば、基本的な考え方は、多分、LSAがスタートした時点に比べて、あれから十数年たっていますので、高齢化率も当然そのように上がってきている、年齢もそれぞれ上がっ

ているということになったときに、ニーズとすれば、L S Aがスタートしたときよりも高まっているというのは当然の考え方だと思います。したがって、うちでL S Aを、制度終了になって、このまま終わりというわけには全くいかないというふうに思っておりましたので、庁舎内でいろいろ検討した結果、介護保険の特別会計の中で4名の方に、L S Aの代わりといいますか、お願いをするということで、現在に至っているということであります。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、L S Aの関係ということでございます。

災害公営住宅の高齢者の見守り、それから、相談支援業務ということで、今年度、今町長がお話しいたしましたとおり4名のL S Aさんということでお願いをさせていただいております。今年度は介護予防、それから、高齢者の支援に特化した形ということでございますけれども、これまでのL S Aの活動と同様に、高齢者世帯の見守り、それから、生活相談、日常の生活支援、それから要支援ケースなどもございますので、そういった発見、それから、関係機関への連携といったところは、従来どおりL S Aさんほうにお願いをさせていただいているというところでございます。

なお、L S Aさんにつきましても、去年までやられていた方が継続してということでございますので、引き続きこういったL S Aさんのお力を借りながら、災害公営住宅における高齢者の見守り支援といったところは継続してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 私は災害公営住宅には住んでいるわけではないんですが、すぐ近くにありますて、同じ団地内にいて肌で感じるのは、本当にいてくれないと困ると。うちは団地から、常勤じゃなくなったわけなんんですけど、お別れ会でもしますかといって、その地域の方々と一緒に、今までありがとうねなんて言って、4月からも同じ人がまた来たんですけど、そういうこともあって、高齢者の見守りに特化ということも予算上ね、皆さんはそう言うしかないと思うんですけど、きっと分かってくださっていると思うんですが、その地域の住民同士の交流の要であったり、住宅供給公社にその管理自体はお任せしていますが、やはり物理的にも距離がありますし、電話対応ということになるとどうしても心の心的な距離感を感じている方が多いのかなと思って、そこをうまく埋めてくださっている方だと思いますので、大事ですね、これは継続をしなければならないものだと思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然継続しなきやいけないという思いで今回やっているんですが、多分、うちの場合は、うちのケースというのはちょっとレアケースだと思います。地元紙に大きく紹介された後に、ある党の県議の方々、県議団、それから、市議団の方々が、どういうやり方でこの見守り体制を構築したんだということで視察においてになりましたので、多分これ全県的にもですね、全県というか被災の沿岸部だと思いますが、そういうところでもこういうケース、どういうケースでどのようにやるかということについて、いろいろそれぞれ皆さん模索していると思いますので、その一つの先鞭をつけたのが南三陸のやり方だと思いますので、そういった方向でね、各自治体も取り組んでいっていただければなというふうな私の思いはあります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、最後、5点目についてお伺いしたいと思います。公共施設維持管理基金ですね。運用について、どういうふうに検討しておりますかというお話をしたら、運用についてのお話は特に触れられていなかったような感じで、運用というのは、要は、基金に今かなりの額が積み上がっております。今後も、先ほどのお話ですと、令和18年までそういった財源がある程度は見込める。しかも、大規模改修のための基金ですよということですから、お金あるじゃん、あっちもこっちも使おうぜと勝手に引き落としていろんなことを使うということはしないよということですから、置いておくわけですね、ずっと。ということは、何か効率的な運用とか考えたらどうかなと思ったんですけど、その辺は今どのような状況でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この問題については、基本的に災害公営住宅とか含めてというイメージとしてあると思いますが、多分、震災後にいっぱい建てた。だけじゃなくて、これは公共施設のために使えるということにしておりますので、基本そういった震災後に新しく建てた施設だけではなくて、公共施設として震災前からある施設も老朽化をする、そういうケースの場合は使ってもいいなという、運用してもいいというような考え方ではいます。したがって、実は、これ前に別に使っているのがあって、令和2年度に松笠屋敷の屋根の改修工事をやっているんですよ。これが金額で4,000万弱、実はこのお金を使って修繕をしておりますので、間違いなく、例えばですよ、今回はこれ使っていないんですが、例えば、後藤議員が一般質問している体育館のＬＥＤの問題、照明の問題、あれ実は財調を取り崩してやっているんですが、そうじゃなくて、この公共施設の維持管理基金、これを使ってやるのも当然認められ

るだろうというふうに思っておりますので、今後、運用についてはそういうことで考えていきたいなというふうに思っております。基本、現在の基金残高については68億円ということになっておりますので、いずれ災害公営住宅の支払い部分も入っておりますので、ここから出てきますので、そんなにそんなに何でもかんでもというわけにはいきませんが、そこは慎重に財政調整をしながらやっていかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 公共施設維持管理基金の使い方、使い道、運用という観点から今町長が御答弁させていただいたところでございますが、若干切り口を変えまして、現金の運用といった観点について、私のほうから答弁させていただきます。

町長申しましたとおり、6年度末の基金の年度末の現在高は約68億ございます。このうち、約85%ほど、金額にして58億弱という金額につきましては、国債、そして政府保証債、あとは財投機関債等といった確実な方法によって債券運用をしてございます。参考までに、平成30年度から債券の運用を始めておりまして、約六、七年たっておりますが、この債券運用によります運用益につきましてお伝えいたしますと、約7,200万が六、七年間の運用益金となっております。ただ、何でもかんでも全て債券運用すればいいというふうには思っておりませんで、先ほど町長申しましたとおり、公共施設の改修等々の財政需要等々があるのか否かと、あと規模感といった部分につきましては、当然、財政担当課長と綿密な協議を行った上で、当該年度の債券運用のアッパーにつきまして確認をした上で、安全確実な運用といったことに努めているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 基金の運用という表現をしましたので、私はどちらかというと後者の貯金、町の貯金、あえて一般的な言い方をしますけど、町のお財布に貯金している分が何十億があるから、それをただ銀行金利に任せてただ置いておくだけだったらそのままだよねと。それを積極的に何か投資、投信、運用方法を考えれば、今言ったような運用益が生まれるのではと。それを思ったきっかけは、実は気仙沼市さんで債券運用をします。最近始めたんですね。積み立てているうちの一部なんですよ。20億と聞いたんですけど。あら、うちの町でもやらないのと思ったら、うちの町はやらないのどころか、もういっぱいやっていますというお話ですね。

それはそれとして、ちょっとこの後お伺いしますが、町長がおっしゃった、公共施設維持管理基金であるから、公共施設の維持管理には使っていいじゃんと。それはそのとおりだと思

います。でも、基金を設置した当初は、やっぱり震災によって公共施設を一時期に、同じ時期にたくさん造らざるを得なかった、建てた。それは一斉にガタがくる。同じ時期にみんな一斉に駄目になるわけですね。そうしたときに、壊すにしても直すにしても新しく建てるにしても、それは財源が要るよねというのを、やっぱり未来の世代へある程度残しておく必要があるという考え方から設置されたのかなと私は思っているので、何でもかんでも使うわけじゃないよという断りは今町長からもありましたが、そうなる前に、今の基金から取り崩していくことが頻繁に行われること、また、その使用される相手、目的がそんなに緊急性がないんじゃないのというものに関しては、やっぱり使うべきではないんじゃないかなというふうには思っているんですけど、まずそのお考え、町長からお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現在のいわゆる返済をしなければいけない災害公営住宅等の金額は21億です。この21億を順番にこれから毎年返済をしていくことになります。大体1億8,000万ぐらいずつ毎年お返ししていきます。

一方で、この基金が平成18年度まで順調に積み立て上げられると、最終的には約110億という金額になります。当然これは今後藤議員がおっしゃったように、震災で一気に建てた建物が老朽化あるいは解体という形になれば、当然のごとくこの基金を使うというのは、そういう趣旨でございますから、当然なんですが、しかしながら、我々もずっと、当たり前の話ですが考えているのは、次の世代に対応できないような金の使い方というのは当然しないと思っています。そこはやっぱり財政規律というのがありますので、そこはしっかりとしていくたといふうに思っておりますので、本当に次の20年、例えばこれが15年とか20年とかたてば、当然そういうケースが出てきますので、そのときに財政としてないということにはならないような形の中での運用は、当然今預かっている人間として責任を持ってやりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 力強い御発言をいただきました。であれば、なおさら、今ある基金もある程度運用して、できれば増えると、いろんなところに使えるようになるわけじゃないですか。なので、その運用というのはどうでしょうかというお話をさせていただきました。

国債等、かたいところというか、リスクの低いところと言つたらいいんですかね、そういうところに債券運用はもう既にしていて、一定程度の運用益というのもも上がっているというお話をしました。やっているよというお話を聞ければ、これはそれでいいやと思っていましたの

で、これ以上細かいところはいいかなと思っているんですけど、これも先ほど町長に聞いたことと同じになるんですが、やっぱりリターンが高いところというのは相応にリスクが高いのかなと思いますので、やはり行政ですから、リスクが低いところ、低いところというふうに、ノーリスクというのではないと思いますので、ローリスクでということだと思うんですけど、その方向で間違いないかだけ確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この基金、当初はですね、債券に回した金額はそう多くなかった。実はどんどん債券に回していくのは、私、前に宮城県退職手当組合の組合長をやっておりましたので、退手組合の相当の金額ありますから、何百億とある。そこは7割以上が債券運用をしているんですよ。そういうのを実際に自分が立場としてずっと見てきて、うちの町とすれば、ちょっと債券に回すのが少な過ぎたんですよ。7割ぐらいを一つの目標にということで会計管理者のほうにお話をさせていただいて、以来、会計管理者は、今言ったようにハイリスクは一切駄目ということですが、これは当然ですが、そういう債券運用をやってくれということで、今これぐらいの金額、割合まで増えてきたということですので、そういう運用益というのも我々としても非常に重要な収入源の一つでありますので、今後とも続けていきたいというふうに思います。

あと詳しくは会計管理者から。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 町長が申したとおりでございます。

あと考え方なんですけれども、当然ノーリスクというのはなかなか難しいという中で、当町といたしましては。ローリスク・ローリターンいうのが考え方でございます。でありますので、国債とか、あとは、ほかの基金でございますけれども、地方債、あとは政府保証債、あとは財投機関債、いわゆる国あるいは県が後ろにいる団体、組織の債券。加えまして、このほかに事業債というのも実は持っております。これは電力債、いわゆる公共的な株式会社でありますけれども、電力系の債券は保有してございます。いずれも格付というものがございまして、Aランク以上という債券を購入しております。これはデフォルトのリスクが非常に小さいと言った意味でございます。

町長、7割と申しましたが、私、この職を拝命したとき、3年前でございますけれども、五十数%でございました、債券運用の割合。町長から7割を目標にしてやつたらどうだろいう話もいただいた中で、ローリスクの債券をということで、なかなか大変なんですけれど

も、3月末現在で何とか65%まで債券運用の割合が上がってきたという状況でございます。ただ、私、肌感覚でやっておりますが、7割、町長申した7割というのがある程度の一つの目安なのかなあと。これ以上にしますと、財政調整基金とかほかの基金からの繰入れ、これは現金でしますので、この現金の財源が足りなくなるというおそれもありますので、そこも頭に描きながら総務課長と相談した中でやっているわけでございまして、肌感覚で申しますと、7割が、町長申した7割というのが当町にとってもいいところの線なのかなあというふうには思っております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） この件の発端、私個人的に質問しようと思ったのは気仙沼市さんの事例なんですというお話をしたんですが、相当慎重な議論があったみたいで、数年にわたって、どういうリスクであるとか、またはその基金の設置目的からして、運用してもうけようとかそういうのはけしからんとかですね、いろんな御意見があったと聞きました。ただ、我が町で私の知る限り、私の記憶違いというか、記憶力がないだけならいいんですけど、議会に対しては、運用しますよとか、運用もありだと思うんですけどという相談といいますか、投げかけといいますか、なかったなと思っていまして。でも、私はどちらかというと賛成の立場なので、自分の中で今自己矛盾はしているんですけど、やっぱり万が一、預けていた何十億がいきなりゼロになるという可能性がなくはないわけじゃないですか。そうなったときにどう責任取るんだとか、そのための補償はどうしているんだみたいなところは、やっぱりいろんな角度から議論はすべきかなと思っていたので、今もうやっていることに対して、議会通してないじやないかとかと別に言う気はあんまりないんですけど、そのあたりの手続含めて丁寧な説明が、今みたいな話、Aランクですよとかという話ももっとあってもよかったですとは思っているということは付け加えさせていただければなというふうに思います。

公営住宅全体を取り巻く環境というのは、今後、ある程度厳しい局面に向かって行きつつあるのかなというふうに思いますので、その財源含めて、慎重な議論、そして、住民の皆さんと膝を交えた議論というのをぜひ続けていっていただければなというふうに思いますが、最後、そのあたり含めてお答えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ今後のこの問題の災害公営住宅の問題については、先ほど来いろいろ議論のやり取りをさせていただきましたが、一番問題になってくるのは、やっぱり入居

率の問題とか、あるいはその団地に入っている方々のコミュニティーの問題とか、そういう問題というのは当然もっともっとこれから顕在化してくるんだろうというふうに思います。そういういた際に、やっぱりそこの中に入っていってやるのは、行政と、それから社協の皆さんにもいかんなく力を発揮してもらうというのが、これから一つの流れなんだろうと思いますので、そういういた意味において、町としてもしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも御指導、御協力を賜れば大変ありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告6番及川幸子君。質問件名1、道路改修工事に伴う現地調整について。2、町内のごみ処理状況について。以上2件について、及川幸子君の登壇発言を許します。及川幸子君。

〔8番 及川幸子君 登壇〕

○8番（及川幸子君） 8番及川幸子です。ただいま議長の許可をいただきましたので、これより一般質問させていただきます。

目に青葉、山ほととぎす、初鰯。名句がありますが、まさに今の季節にぴったりです。誰しもがこの季節を迎え、爽やかな気持ちで毎日生活をなされていることと存じます。また、新1年生は2か月がたち、慣れてはきたものの、精神的な疲労もこれから出てくる時期と想定されますので、気配りをしていきたいものです。

それでは、1点目、道路改修工事に伴う現地調整について。

震災からの復旧工事や復興事業も終わり、通常の道路整備計画が実施されているが、工事を進めるに当たり関係機関との調整は万全なのか、次の3点について伺います。

1点目、町道石泉線、歌津駅から浄化センターまでの道路拡幅工事が終わり、通行車両の往来が生活環境に直結しております。電柱が6本から7本、道路にはみ出したままであります。なぜこうなっているのか、原因をお伺いいたします。

2点目、この電柱移設の予定をお伺いいたします。

3点目、ほかの地区にはこのような調整がうまくできていない状況などがあるのか、お伺いいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川議員の1件目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御質問の1点目、町道石泉線の電柱の状況についてであります、町道石泉線の当該区間の拡幅改良事業は、令和5年度より工事に着手をいたしました。昨年度に実施した工事をもって、おおむねの施工が完了したところであります。

御質問のあった電柱は、現状、道路拡幅前の位置に建柱されたままとなっておりますが、安全施設の設置による注意喚起の明示を行った上で道路の供用を開始をいたしております。

道路改良事業における施工の順番としては、支障物件を移設してから道路本体の施工に着手するといった流れが一般的であります、町道石泉線の場合、電柱の移設に先立ち、あらかじめ移設先の造成が必要であったこと、さらに、造成完了後に移設を行ってから最後に舗装の施工といった工程を採用すると、相当な期間を未舗装の状態で道路を供用することになってしまふことから、道路利用者の利便性の向上を優先して、電柱の移設前に舗装の施工を行ったものであります。

次に、質問の2点目、電柱移設の予定ですが、拡幅改良工事の完了に伴い、今後、占用事業者との移設協議を実施してまいります。移設位置の選定や関係地権者との協議が調い次第、作業を行うことになりますが、早期の移設の完了に向けて調整を進めてまいりたいと思います。

最後に、御質問3点目、他地区における調整状況についてですが、まずもって、町道石泉線が調整不足によって現状に至っているということではございません。また、他の地区において実施をしている道路事業等において、現在、同じような施工展開を踏まなければならないといった箇所は特段ございませんということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 御回答いただきましたけれども、聞き取りが足りないところもありますので、深掘りさせていただきます。

まず、1点目、この路線は、大津波が歌津駅から線路を乗り越え伊里前の住居を押し流した場所であります。奥には旧歌津保育所がありました。本来であれば、もっと早く復旧工事を行わなければならぬはずだと私は思っております。復興予算を返した後の事業となりました。残念ながら。工事計画年度と発注年度、そうした遅れた理由をお伺いします。今お伺いしますと、5年度、6年度で施工したことなんですかけれども、復興予算、復旧予算に間に合わなかったというところの原因をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点だけ間違ひだけ指摘しておきますが、復興予算を返還してからとい

う言葉は間違っておりますので、そういうことを使わぬようにお願い申し上げたいと思います。聞いていて誤解する方いらっしゃいます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 復興交付金については、復興庁との協議の中で被災した道路を直すということでございまして、今回は当然、私、詳細は分かりかねますが、該当しなかったんだろうということで、それ以降、町内のそれぞれの道路の優先状況を加味しながら、5年度と6年度の施工になったということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 5・6年度の施工ということでした。

この路線は、道幅が狭隘でしたので、やっと昨年度2年かけて、震災から14年目で道路が拡幅されたことは、交通の利便性や安全性を考えると大変ありがとうございます。震災後、拡幅した路肩は田んぼで、震災後の工事で出た土置場となっておりました。復旧するには難しいところではなかったはずですけれども、今の答弁ですと5・6年でやったということなんですけれども、そこに電柱が道路にむき出しになっております。これは電力さんとの協議が進展されて、先ほどの答弁ですと、これは交渉はなかったという、これからだということなんですけれども、この設計委託、工事の設計も委託したのか、工事だけなのか、役場で設計したのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 現況の拡幅ということでございますので、職員の中で設計を行ったというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 現状拡幅とおっしゃいましたけど、かなり幅広くなっていますけれども、施工を今回5・6年で完了したわけですけれども、その設計の委託、これは5・6年でやったはずだと思うんですけれども、その辺は。今の答弁ですと、役場でやった、職員がやったということなんですねけれども、それに間違いないですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 通常、拡幅等であれば、職員がやるのが通常でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） どこの業者とまでは聞きませんけれども、2年かけて工事、あそこを多分、電柱六、七本だから、6にしても2・6の12、大してメーターでないわけなんですけれども

ども、それを2年かけて工事をやったということでおろしいですか。設計は5・6の前に設計ができていたということなんでしょうか。その辺、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 施工が5・6でございますので、当然予算をはじくために5・6以前に道路計画がなされたということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そこでですね、その間、電力との、当然、できたときには電柱が外になくてはならない。今の形状になっているということは、非常に危ないんですよ。なぜそれをそのまま残したままやったのかという疑問が出てくるわけです。素人の考えであっても。通常は、電柱を東北電力と話し合い、協議して、直してから舗装するべき、それが通常のやり方だと思うんですけれども、なぜあのように電柱は危ないまんまで舗装しているのか。その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっきね、及川議員、私、説明しましたよね。移設先の造成をしなければならない手間がかかるので、現状としてこれを残したままにして、結果として、地権者等も含めての了解を得て、完成した後に電柱は移設するということを話しておりますので、質問していること自体がどうも私は理解できないのは、この道路が完成して、ある意味、地域の皆さんにとっては利便性が高まったということでおろしいと私は思っているんです。過去に遡って設計がどうのこうのという話をしていくと、一体何のために今こうやって一般質問しているのか、私、どうも理解できない。今の質問するんでしたらば、この工事が始まる前に一般質問で取り上げていろいろ質問するんでしたら理解はするんですが、出来上がって、電柱も移設しますよということをちゃんとお話ししているのに、そこでいろんな遡った形の中でいろんな御質問していますが、ここはもう少し整理をして御質問していただきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町長、今そう言いますけれども、完成したときでないと、あの電柱が、現在のままでいるということが見えないんですよ。設計、私、見せられたわけでもないので。結果ができてきて、何だこれ、町民からも危ないと。片や広くなつていいんですけれども、途中、退避して待つてなきや通行できない状況なんですよ。夜なんか、あの電柱さ危なくて走れない。そういうことも町民から話されているんです。それが分かっているんだったら、

なぜ東北電力と最初から交渉して、移して、これからそういう折衝していく、協議していくなんて、私は到底考えられません。その後の移設する費用はどこで持つんですか。東北電力さんが持つんですか。その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 声高に言わなくても聞こえますので、穏やかにお話ししていただきたいのは、さっきまで言っているように、電柱は移設します。ね。電柱は移設しますので、その間しばし、地域の皆さんにはお待ちをいただきたいということでお話をしています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） その電柱はいつ頃移設するのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議員御承知のとおり、あの隣接の部分、民地でございますので、当然その占用者が民地の方々と協議をして、移させてくださいという御承諾をいただくという手続がございますので、町としてはそこをお手伝いしながらですね、速やかに移設できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 基本的に、例えばそれが個人のもの、ね、個人のものであっても、やはりその電柱を、工事に支障のあるものをどかせて工事をするというのが普通でないかなと私は思います。さらに、1本ならず6本も7本もなんです。そうすると通行に支障を来すわけですよ。幅が広くなつていいんですけども、対向車が来ると止まって待つてなきやない、そういう状況にあるんです。

そして、ポールというか、三角のカラーコーンを置いていますけれども、それが夜になるとライトで見えなくなったり、暗くてそれにぶつかる可能性、あそこを走つて見ている人は分かるんですけども、皆さんはイメージ湧かないと思いますけれども、そういう危険性が大なんです。だから、私はあえて言うんですけども、東北電力さんとこれから協議ということは、私はちょっと遅いかなと思うんですけども、ああなつてしまうと今からしかできないんですけども、なぜもっと4年前に、5年・6年度、2年で工事したので、その前に移設の協議がなされなかつたのか、その辺もう一度お伺いします。これからだつていう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 町長の答弁の中にもありました。通常は、支障物件を移設して道路を造りますというのが一般的なやり方です。今回の石泉線については、議員御承知のとおり、

45号線のほうから行くと、右側が、側溝がややくぼ地の下にあってくぼんでいるんです。電力さんとの調整は当然5年・6年度の中でやっていて、そのくぼんだところに電柱立てられませんと、言わば、一旦側溝を取って、盛土をして、フラットな形にした上で電柱を移設しますという電力さん側の協議になっています。フラットにして舗装をかけて、そこの今回広げた部分を未舗装にしておくという手ももしかするとあったかもしれません、現状の利便性を考えると、一旦舗装して、退避的な利用といいますかね、一体的な利用ができるような状況になっておりますので、いずれ電柱が今後移設されるように、我々としても急いで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） その電柱移設、これからという協議なんでしょうけれども、いつ、いつ頃、いつでなくていつ頃でいいですので、その移設、結局、道路の外に出さなきやないので、その用地買収、道路が拡幅した分は用地買収は終わっているのか、そして、電柱が外に出すこと、その用地は電力さんが多分借りると思うんですけども、町はそこまでしなくてもいいと思うんですけども、その確認をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は、再開は2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

---

午後2時27分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。

建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 先ほど用地買収の話がありましたけれども、基本的には、今回の工事での用地買収というのは発生していないというところです。

現地が、こういう形で道路の脇が斜めになっていたところを、土を盛り上げて平らにしてこの分が広がったということですので、用地買収というのは基本的には発生していないというところです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） あそこの地形は、土捨場にして、道路と平らになっていたと私は認識しております。

先ほど来から私は、工事始まる前に協議できなかつたのかなという、これは協議不足が否め

ないのかなと私自身は思っておりますけれども、幅員が幾ら増えたのか、拡幅することによって。用地買収が終わっているのか、いないのか、再度確認いたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今回拡幅したことで全長が6.5から7メーター程度になりましたので、1メーターから1.5メーター程度広くなったのかなと。

用地買収については、していないというところです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、用地買収をしていないということなんですかけれども、1メートルから2メートル増えたことは、以前からあった道路を拡幅したという解釈でよろしいですか。用買しないということは。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後2時29分 休憩

---

午後2時31分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、特殊な工事で、どけるところがないからそのまま舗装したということなんですかけれども、今後の見込みとして、先ほども私、いつ頃移設になるんですかということをお伺いしましたけれども、その予定はいつ頃なのか。

そして、また、ここはいいにしても、ほかの地区ではこういうことがあるんですかと聞いた場合、町長はないということを話されました。この反対の事例、例えばですね、電柱を震災後、電柱を移設して道路があります。そういう今後舗装しなきやならないとか、この歌津駅の今の逆パターンですね、そういうところがあるのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 移設の時期につきましては、先ほど申しましたとおり関係者、相手方もいらっしゃるので、なかなかこの時期だというふうにこの場で申し上げるのはちょっとなかなか難しいかなと思います。

それから、逆パターンというお話ですが、一般的には、議員おっしゃる逆パターンという、電柱を移設してから舗装をするというのが一般的な進め方ですので、通常はこのやり方で進めていくということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、いつ頃になるか分からなっておっしゃられましたけれども、危ないんです。夜。もう町民からも、あそこ危ないよねということを言われて、通常の退避、往来ができない、止まって待ってなきやないという現実があるわけです。だから、そこを電力さんと一日も早く協議して、電柱を移設してもらいたいということです。その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） そういう通行の支障という部分が御指摘があったのであれば、我々としても一日も早く移設できるように取り組んでまいります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それから、逆パターンの件ですけれども、そういう事例は先ほどないとおっしゃいましたけれども、ここに、戸倉の議員さん方には大変恐縮ですけれども、戸倉の西戸地区、私が以前にね。

○議長（星 喜美男君） 通告外です。

○8番（及川幸子君） 2年も前、続きますよ、これ。町道の件ですから。続いていますから。電柱の移設に。それを移設して、そのとき私、二、三年前にも一般質問したんですけども、この復興予算ではなくて、ここで聞いたときは単費でそれをやりますということを話されました。いつできるのかなあとと思って待っていたんですけども、いまだにならないでいるんです。あそこ慰霊碑、戸倉の西戸の入っていって慰霊碑があるんですけども、そこから30メーターぐらいなんですけれども、電柱がよけて道路が拡幅なっています。しかし、以前の舗装と砂利道と分かれているんです。このぐらいの拡幅した分のレーンですけれども、そこが舗装ならないでいるんです。だから、そういうところを先にすべきでないかなと思うんです。その辺いかがでしょうか。先ほどそういうのがないって、逆パターンはないという話でしたけれども、そういうところの現場確認はしていますでしょうか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、通告外です、今の。西戸地区は一切入っていない。

○8番（及川幸子君） いや、道路って入れてますよ。私は。

○町長（佐藤 仁君） 道路っていったら、全町全てになっちゃいます。あなたが言っているのは、その石泉線のことを書いてきているんだよ。このことについて言うのは別に答弁はしまずが、基本的に、西戸もどこも書いてないし、そういう解釈の拡大していけば、南三陸町内の道路全てについて質問できることになるので、ここはやっぱり議員として、そこは。

○8番（及川幸子君） いや、逆パターンもあるからっていうこと。今、逆パターンのこと。

○議長（星 喜美男君） 休憩いたします。

午後2時36分 休憩

---

午後2時39分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、再開します。

答弁、建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 先ほどから申しているとおり、基本的には道路を工事する場合に、支障となる電柱を移設して、その後に用地を確保して道路工事をするというのが一般的です。質問の中に他の地区の調整不足などがというお話がありますが、折立地区が舗装していない状況の理由というのは、今ちょっと私把握しておりませんが、基本的には、電柱を移設してから舗装をするというその調整は常にしているという状況です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっとね、質問を整理しながらお話ししていただきたいのは、この一般質問をする際に、先ほど来ずっと及川議員が言っているのは、この電柱の移設を急げ急げってずっと言っているわけですよ。今度は西戸を持ち出してきて、こっち時間かかるんだったら西戸を先にやるべきだって、どっち先にやればいいんですかっていう、そういうね、理論というか、ちゃんとその辺を整理しながらお話をしないと、こちらも答弁のしようがなくなってしまいますので、そこはしっかり整理整頓しながら質問をしていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町長、そう言いますけれども、通常でないことをやっているから私が言うんです。課長の答弁で、通常は電柱を先に移設して、そうすべきが通常だって。だから、そういうことが、皆さんの中にもそういうことが頭にあるから、こういうことをして危なくて通行が大変だってという苦情が出ているんです。本来ならば先にそれをして舗装しなきやないということも建設課長が言っています。本当に電柱を残して、電柱を移設できないから、それをやっている。そうであれば、そういうちゃんと電柱が移設されて舗装するばかりで残っているところがあるから、そちらも考えるべきでなかったかということ。いまだになっていないんですよ。戸倉の西戸は。舗装と舗装でないところがあるんです。そういうところを、現場分かんないって、新しくね、4月になった課長だから分かんないかも知れないですけれども、そういうところがあるということを覚えて、認識していただきたいと思います。そして、これが、電柱をどける前に

そっちのほうも工事に着工してもらうようにしていただきたいというのが私の願いです。どうですか、その辺は。そういう現場があるんです。

○議長（星 喜美男君） さっき答えた件でしょ。

○8番（及川幸子君） もう一度。

○議長（星 喜美男君） もう一度。

○8番（及川幸子君） 西戸があるということを知らないでいるから。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 現場がそういう状況であるのは、私としても認識しています。ただ、そこが、その電柱移設したのかどうかというのも私は把握していませんし、なぜ今そこが舗装されていないのかという理由が、私は把握していないということを申し上げました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 震災後、そういう残っているところがありますので、そこを現状把握して、そして進めていただきたいと思います。

元に戻りますけれども、電柱を移設する費用、それはどちらで持つのか。後で単費でこれが移設になるのか。その辺、税金を使われるわけですから、費用対効果も一応頭に入れなきやないので、その辺の御回答をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

---

午後2時45分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開します。

建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 電柱移設の場合ですね、占用者が負担する場合と、こちらの道路事業者が負担する場合がございまして、ちょっと今どちらが負担するのかというのは把握しておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そういうことも前もって、やはりこのぐらいの工事をするんですから、その辺も、後でというと二度手間になるし、お金もかかるわけですよね。我々は、やはり費用対効果も常に頭に入れて仕事をしていかなきやないもんで、その辺、どのぐらいかかるかという目安ぐらいは。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、及川議員、今言っているのは、西戸なのか、この石泉なのか、どっちなの、今。

○8番（及川幸子君） 今、石泉の移設の関係です。

○議長（星 喜美男君） また石泉に戻ったのね。

○8番（及川幸子君） はい。石泉のその移設。移設した場合の、電柱の移設をした場合、幾らかかるんですかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 移設する場合、場所にもよりますので、今ちょっと正確な額は把握をしておりません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 把握していないというので、今回は聞きませんけれども、仕事というものは、我々は常に費用対効果を考えて仕事していかないんだよということだけを申し添えて1件目の質問を終わりたいと思います。

それから、2件目、自席より。町内のごみの処理状況について。

震災から15年目に入り、人口減少が危惧されている中、ごみ処理委託料が変わらないでおります。環境の変化も考えられるが、要因を伺います。

1点目、当町の可燃ごみは気仙沼クリーンセンターに依存しております。今後もこの方法で実施していくのかお伺いします。

2点目、ごみの問題は各市町広域で考えるべきではと思いますが、今後の計画を伺います。

3点目、不燃物処理事業として、クリーンセンターと草木沢処理場が移動されて稼働されておりますが、大変ありがたく、町民の利便性が大であります。今後の施設管理についてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、御質問の1点目と2点目は関連がありますので、一括でお答えをいたします。

廃棄物処理の問題については、単一の自治体だけではなくて、広域的な視点で取り組むことが重要であると認識しております。特に人口減少や高齢化が進む中、効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築は、近隣自治体との連携なしには実現が難しい問題だと思います。

また、国や県においても、廃棄物処理については広域で取り組むことを推進をしています。

本町では、平成14年から気仙沼市に可燃ごみの処理を委託しております、処理単価につい

では、毎年、気仙沼市と協議をして設定をしているところであります。今後も環境負荷の軽減と行政サービスの効率化の両立を図るため、広域的な視点を持ちながら、可燃ごみの処理については、現在の方法を継続していきたいと思っております。

質問の3点目ですが、クリーンセンター草木沢処理場の施設管理についてですが、現在、クリーンセンターでは月曜日から金曜日、草木沢廃棄処分場では毎週木曜日と日曜日に受入れを行っております。これらの施設は町民の生活に不可欠なインフラでありますので、安定的な運営と安全な維持管理が求められる重要な施設であることから、計画的な保守点検及び必要に応じた部品交換や補修工事を行いながら、安定的な稼働を維持してまいりたいと思います。

町いたしましては、今後も施設の適切な維持管理に努め、安定した廃棄物処理体制を確保してまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 御回答いただきましたが、これから深掘りさせていただきます。

まず、年々人口減少しているのに伴いまして、ごみの量も減っております。しかし、環境衛生費の予算は年々増えている状況になります。一般的に考えると、人口が減って、ごみも減って、そうするとコストが下がっていくのかなと思うのが素人考え、私は素人考えなので、そう見えますけれども、予算が年々膨らんでいく。ごみが下がっていくのに経費がかかっていく。この要因を分析しているのであれば、要因は何なのかということをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に先ほどお話ししましたように、ごみの焼却については気仙沼市に委託をしてございまして、毎年、その処理単価についてはお話し合いをしながら進めているというところですが、この処理単価が年々上昇してございますので、ごみの量が少なくなつても単価、処理単価が上がっているということが一つの要因であるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町内のごみ処理状況、令和2年4,011トン、令和3年3,730トン、令和4年4,066トン、令和5年3,659トンと量は減っております。先ほど言ったように、令和3年度決算は4億1,300万、令和5年度は4億6,000万。予算も、令和6年度4億9,000万、7年度、今年は5億1,000万と増えております。このまま増えていくのか。さらに、人件費がかさみます。それに伴って委託費もかさむと思うんですけれども、この辺、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） ただいま及川議員が言ったその数字というのは全体の数字だと思いますので、ここでは焼却処分費で比較をさせていただきたいと思うんですけれども、焼却処分費自体は、令和2年が4,200万強、これに対して令和6年が5,500万強というような状況になっておりまして、1.3倍ぐらいになっているというのが現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、草木沢のことを話されましたけれども、不燃物の分ね。私は全体からおろしていこうかなと思って質問しておりましたけれども、今のは、私は全体から先ほどお話ししました。

今、焼却は気仙沼市さんに委託しております。今後ですね、これからも多分、気仙沼市さんにお願いしながら、広域で、町長の答弁は広域的に考えていくべきだという回答もありました。今後5年間の見込み、今現在5億、全体でね、じんかい処理費にかかるておりますけれども、今後の見込みもどのように考えているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 先ほども申し上げましたけれども、じんかい処理費で申し上げてしまうといろんな経費が含まれてしましますので、焼却処分の委託費で先ほど私申し上げました。この点はまずよろしいでしょうか。

○8番（及川幸子君） はい。

○農林水産課長（佐藤正行君） 今後の状況ということなんですけれども、先ほど町長が申し上げましたように、気仙沼市への処理の委託の単価が上昇しているという状況でございまして、これはですね、全然この先のことは予測はつかないんですけれども、同額もしくはさらに上昇していくのではないかという予想でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 気仙沼市さんが、今までいくか、幾らか上昇するということなんですけれども、気仙沼市さんは今、昨年ですか、造ったばかりなので単独で施設運営をやっていけると思うんですけれども、当町とか登米市さん、石巻市さんを考えると、焼却施設を造る時期に来ているのではなかろうかなと私的には思うんですけれども、町長の答弁ですと、広域的な考えでいきたいということを答弁いただいておりますけれども、担当課としてはそのような考えは一緒でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 現在の処理も広域的な処理だと捉えておりますので、気仙沼市。なにも事務の共同処理、いわゆる一部事務組合でやるとか、そういうことだけが広域処理ではないと思っておりますので、基本的には、現在の処理を継続していくというのが基本的な方針ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 国の方針は広域的にということなんですかけれども、気仙沼市さんと今やっているから、それが広域的にやっているという見解でよろしいですか。それで。であれば、ずっとこの町がある限りこのごみの問題は考えていかなければならないので、お金もかかります。税金を使ってこの事業をやっていくわけですから、費用対効果も考えなければなりません。こうした場合ですけれども、この大きな、今気仙沼市さんと広域的にやっていますよとありますけれども、隣、登米市あるいは石巻さんと大きくくりの広域的な考えはあるのかないのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 根本的なことをちょっとね、理解してもらわないといけないんですが、登米市もそうですし、石巻もそうですが、焼却施設を整備するときには、どれくらいのごみが出るかということを前提として焼却施設を造ります。当然造る際には、南三陸町も入れるということがあれば、そういった広域でお願いするということもございますが、石巻市も登米市も南三陸町の分を考えて焼却施設を造っているわけでございませんので、うちのごみを持ち込むという余裕は全くないんです。気仙沼市さんは、ダイオキシンの問題の関係で、24時間フル稼働しないとダイオキシンが発生するということがございますので、24時間稼働するため、南三陸のごみがちょうどよく当たはったという言葉は失礼ですが、うまい具合にそこに当て込んでもらって、南三陸町のごみはそちらのほうに行っているということで、その前提をちゃんと御理解をいただいて質問いただかないと、なかなかかみ合わないなというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 国の施策として広域的な考え方ということなんですかけれども、そういう会議、国の説明会、そういうところで、登米市さんとか、気仙沼さんは今やっているからですけれども、広域的な話し合はなされないのか。今、町長は、南三陸のごみをそっちへ持っていくことができない。それは当然ですよ。国の考え方として、それで広域的にこういうことをしてもらいたいとか、会議の中でそういう考え方を、方針を、出ていると思うんですけれども、広域的な話し合はなされないのか。

ども、その辺のお話を聞きたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、及川議員が役場職員のときに話になっていると思いますが、県が主導してごみ処理の広域化計画の推進ということでの会議が何度もありました。その当時の枠組みというのは、登米市、気仙沼、南三陸でした。しかしながら、それぞれの処理施設については耐用年数がそれぞればらばらでございましたので、これを一つにするということになりますと、また新たな場所を設定して新たな財政負担が生じるということでしたので、この登米、気仙沼、南三陸の広域の計画については頓挫したということでございます。したがって、その後は、平成17年のダイオキシンの問題があって、そして、気仙沼と南三陸というような枠組みになったということですので、多分これは覚えていると思いますよ。当時職員ですから。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 頓挫してしまったから、今再度、私、確認したわけですけれども。頓挫したまんまでいるということで分かりました。

次に、3点目に移ります。不燃物処理場としてクリーンセンターと草木沢処理場が稼働しております。クリーンセンターには年2回、お盆とお正月、不燃物搬入しております。草木沢は旧歌津町時代の施設であり、老朽化しております。平成17年の合併協議会で、この施設は延命措置をしながら歌津の住民が使用するとされてきました。南三陸町廃棄物処理施設管理に関する規則に、経過措置として、草木沢廃棄物処理施設の可燃性粗大ごみについては、今焼却炉の能力を勘案し、合併前の歌津町の区域の住民が排出する分についてのみ取り扱うものとすると明記しております。ですから、延命措置を講じながら施設運営をされたいのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、規則の附則の規定については、今、及川議員が述べたとおりだというふうに考えております。

施設の延命化につきましては、今年度も当初予算で80万円を確保しております、炉内の補修を行うというような予定になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 80万の予算計上しているということは分かりました。

この委託業者の方は、最近2年ほど担当者が現場に来て見ていないと話しております。この

不具合が生じたら、そこを直さないと延命措置にならないのではないかと私は思うんです。このまま修理しないと、あと一、二年で使用不能となる危機感を話しておりました。担当者の方が。以前は、毎年修理しながら、うまく稼働しておりましたが、ここ二、三年、修理していないと現場の声があります。旧歌津町民は、この施設が使用不能となると大変で、住民サービスの低下になりますけれども、この辺は現場の声を確認しているのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 事実確認をしながら質問をしていただきたいのは、草木沢の修繕は、令和元年には68万2,000円を使って炉内補修をしておりまし、令和3年は97万7,900円を、それから、令和4年は29万7,000円、令和5年は46万9,000円、今年度は80万円を使って毎年炉内の補修を行っているということですので、今の御質問については勘違いの御質問ではないかと思いますので、御訂正方お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これは現場の声として私が聞いている数字でございます。今回も、階段もあるので80万予算ついてるよと言っても、80万では収まらないないんではないかな、階段もありますって。ダイオキシン測るのに、階段上ってダイオキシンを測るみたいなんですけれども、そういう声が聞かれるから、今ここで話しております。

それで、ただいま私の勘違いだって町長おっしゃいますけれども、私は私なりの現場の声で今お話ししております。

この施設を修理しないで崩れると、委託業者も、町に報告しなかったという、早く壊れたと言われる可能性もあります。現場の人は、再三、言いたいんだけれども、見にも、連絡はしているけれども、見に来てもらえないということを言っておりました。週2回、木曜日と日曜日に受け入れしているわけですけれども、現場の人たちは、音を聞きながら、煙を見ながら、温度を見ながら、長年現場で作業していると、かまの状況が一目瞭然と話されておりました。東京の業者が年一回、かまの検査報告を役場に提出しておりますけれども、その検査結果をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 保守点検の所見を要約で申し上げますと、設備全体に発錆が見られますが、発錆というのは、さびですね、さびがありますが、今後の運転継続に問題はないと判断されるという報告が提出されております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 全体的に修理が見られるということなんですかけれども、さびということは、イコール修理しなきやならないという、かまの中にあるさびですから、それも現場の人たちは、鉄が入ってかまを押さえているんだけれども、さびが出て、それが崩れると、かまが使えなくなるということを心配しておりました。だから、私は現場の声として、ここで言わせていただきます。

この延命措置ですね。大分老朽化していますので、委託業者も大変なんですかけれども、長く、その規則にもあるとおり、歌津の人たちが長く使っていくには、やっぱり毎年の補修が大事なものとなります。そういうことから、ここをもう少し重要視して、担当課としても現場の声を聞いて処置していただきたいと思いますけれども、再度になりますけれども、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、決して軽視をしているわけではありませんので、そこはよろしくお願ひをしたいと思います。

それから、うちの職員が現場に行ってないというお話でございましたけれども、その点については確認をさせていただいて、これまで以上に現場に赴いて状況を確認するなどの対応は取っていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 現場の声は、あと、このまでいくと長もちしないというようなことも話されていますので、さびの原因もかまの中にはあるということが判明しておりますので、なるべくこれを延命措置をして使えるだけ使っていくと、歌津の人たちもこの規則どおり安心して使われますので、この辺については担当課としてもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

○8番（及川幸子君） 答弁して終わりにします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 既に合併から20年使用してきたわけでございますけれども、この先いつまで使えるということは明言できませんけれども、必要な補修等は行ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今年、今合併20年の話になりました。合併前に合併協議会を開催させて

いただいて、ずっと2年ほど議論させていただいて、この草木沢の問題についてはいろいろけんけんがくがく議論がありました。当時、最終的には残すということになりましたが、当時、委員の中から、南三陸町になって、歌津だけが使うというのはおかしいという意見も随分出ました。志津川も使えるべきじゃないのかという話あったときに、結果、残すということになって、歌津の地区だけということの利用ということになったんですが、そのときに出ているのは、これが使えなくなったら、これをあとは再開しない。これで閉炉、閉鎖をするということの話になっておりますので、これが延命しなくなったらば、草木沢の処理場はなくなるということだけはお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。

○8番（及川幸子君） はい。

○議長（星 喜美男君） 以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後3時11分 延会